

入間市 公共施設マネジメント 事業計画

【時点修正〔令和5(2023)年度〕】

平成31(2019)年3月
〔令和6年(2024)年3月時点修正〕

入間市

「入間市公共施設マネジメント事業計画」について

本市は、昭和40年代から60年代にかけての人口急増期の行政需要の拡大に対応するため、多くの公共施設を整備してきました。現在、こうした公共施設の多くは老朽化が進み、維持管理や施設更新に多額の費用がかかる状況となっています。

また、人口急増期と比較して、市民生活や行政を取り巻く環境は大きく変化しており、それに合わせてまちづくりの方向性を見直していることから、公共施設が担う役割についても見直しが求められるようになっていきます。

一方、市の財政を見ると、社会保障にかかる歳出が大幅に増加しているのに対し、歳入の根幹を占める税収は生産年齢人口の減少に伴い徐々に減額となることが想定されるため、今後ますます歳入と歳出の乖離が拡大する見込みです。

本市では、こうした状況を市政における大きな課題として捉え、将来にわたって行政サービスを安定的に提供していくため、公共施設をあり方から見直し、公共施設の保有量や配置の適正化を図っていくこととしました。

この取り組みを進めるため、平成26年10月に「入間市公共施設マネジメント白書」(以下、「白書」という。)を作成して施設の実態を把握・分析したうえで、今後の公共施設の適正化に関する基本的な考え方を示す計画として平成28年3月に「入間市公共施設等総合管理計画」(以下、「総合管理計画」という。)を策定しました。

こうした取り組みを踏まえ、将来の施設整備の具体的な取り組み内容を示す計画として、平成31(2019)年3月に「入間市公共施設マネジメント事業計画」(以下、「事業計画」という。)を策定しました。

事業計画の時点修正について

公共施設の整備は、様々な課題への対応や施設整備の費用の検討など準備に長い期間が必要です。また、無理のない財政計画に基づいた効率の良い施設整備を進めるためには、長期的な視点で「どの施設をいつ整備するのか」という見通しを立てる必要があります。

こうしたことから事業計画の計画期間は30年としました。

また、長期にわたる計画期間の中で社会情勢や市政課題などが変化していくことを考慮し、30年の計画期間を第1期、第2期、第3期の3つに分け、10年ごとに見直す計画としました。

さらに、事業の実施段階において様々な調整事項があることから、各期の中間年に取組実績などを踏まえて時点修正を行うこととしました。

この度の時点修正は、第1期(計画期間:令和元(2019)年度から令和10(2028)年度)の中間年を迎えたため、当初の想定どおりに実施するものです。

事業計画の実行に着手してから5年が経過する中で、事業計画に基づいて事業を実施した施設がある反面、事業計画の実施に向けた詳細な検証を行う中で取組内容を見直した施設やコロナ禍など様々な社会情勢の影響により事業の時期や施設の機能を見直した施設があったことなどの状況を踏まえ、これまでの進捗を整理するとともに今後の取組内容を示しました。

目 次

序 章	時点修正にあたって	
1	事業計画時点修正の要因	6
2	令和元（2019）～令和5（2023）年度における計画の進捗状況	7
3	事業計画時点修正の内容	12
第1章	公共施設マネジメントになぜ取り組むのか	
1	公共施設マネジメントの目的	14
2	公共施設マネジメント事業計画の策定理由	14
3	公共施設を取り巻く背景	15
4	公共施設に関わる市政の諸課題	18
5	今後のまちづくりの方向性と公共施設マネジメントとの関係性	21
6	公共施設マネジメントの必要性和効果	23
第2章	公共施設マネジメント事業計画の概要	
1	事業計画の位置づけ	26
2	事業計画の基本的考え方	28
3	事業計画の推進方向	32
4	機能別事業計画の役割	34
5	地域別事業計画の役割	34
6	進行管理	34
7	ファシリティ・マネジメントの取組	36
8	公共施設マネジメントの成果予測	36
第3章	機能別事業計画	
	〔地域対応施設〕	
1	地区センター	40
2	小学校・中学校	42
3	学童保育室	45
4	図書館(分館)	47
5	保育所	48
6	地区体育館	49
7	老人憩いの家	50
	〔広域対応施設〕	
1	市民会館・中央公民館	51
2	産業文化センター	52
3	文化創造アトリエ	53
4	市民活動センター・男女共同参画推進センター	54
5	青少年活動センター	55
6	農村環境改善センター	56
7	農業研修センター	57
8	勤労福祉センター	58
9	博物館・埋蔵文化財整理事務所	59
10	児童センター	60
11	図書館(本館)	61

1 2	市役所(本庁舎)	62
1 3	市民体育館	63
1 4	武道館・弓道場	64
1 5	老人福祉センター	65
1 6	障害者活動センター	66
1 7	扇台福祉作業所	67
1 8	健康福祉センター	68
1 9	学校給食センター	69
2 0	総合クリーンセンター・リサイクルプラザ	70
2 1	防災センター	71
2 2	入間市駅南口自転車駐車場	72
第4章	地域別事業計画	
1	豊岡第一地区	74
2	豊岡第二地区	77
3	豊岡第三地区	80
4	東金子地区	83
5	金子地区	86
6	宮寺・二本木地区	88
7	藤沢第一地区	91
8	藤沢第二地区	93
9	西武地区	95
第5章	第1期事業計画における事業費	
1	施設整備にかかる事業費試算の考え方	98
2	事業費の実績と今後の見通し	98
3	第1期事業計画の推進に向けて	100
第6章	今後の進め方	
1	施設整備に向けた検討方法	102
2	個別施設計画	102
3	施設データの管理	103
4	保全計画	103
5	第2期事業計画の策定に向けて	103

序章

時点修正にあたって

令和元(2019)～令和5(2023)年度までの取組

序章

1. 事業計画時点修正の要因

事業計画の時点修正は、事業計画を推進したことによるものと、社会情勢の変化等によるものがあります。

(1) 事業計画の推進に伴うもの

① 個別施設計画の策定

事業計画では、個々の施設の整備計画および運営計画として必要に応じ個別施設計画を策定することとしています。個別施設計画を策定した施設は、その内容を時点修正に反映します。

i) 「入間市学童保育室整備計画」(令和2(2020)年4月策定)

- ・藤沢北学童保育室は、既存の施設の改修ではなく、藤沢北小学校校地内に移転建替えすることとしました。

ii) 「入間市学校施設長寿命化計画」(令和3(2021)年3月策定)

- ・学校施設の中長期的な改修の実施時期や規模等を決めました。

iii) 「入間市新庁舎等整備実施計画」(令和3(2021)年9月策定)

- ・本庁舎の建替えに向け、建設規模、機能、概算事業費など具体的な条件等を整理し、整備方針を示しました。

iv) 「入間市地区センター整備計画」(令和4(2022)年4月策定)

- ・地区センターの組織や機能を定め、それに対応した施設整備の計画を示しました。
- ・令和5年4月から、扇町屋、東町、黒須、東金子、金子、宮寺、藤沢、東藤沢、西武の公民館9施設を地区センターとし、久保稲荷、高倉、二本木、藤の台の公民館4施設は同一地区内の地区センター分館とすることとしました。
- ・扇町屋、金子、宮寺、藤沢の公民館4施設は、地区センター化に向け令和4(2022)年度中に地域包括支援センター複合化工事を行うこととしました。

v) 「入間市立学校給食センター整備基本計画」(令和4(2022)年12月策定)

- ・施設の整備と運営について様々な手法を検討し、公設公営の方針を決定しました。

② 事業計画に基づく検証等

i) 金子地区保育所(金子第一保育所・金子第二保育所)の統合・移転

- ・関係法令等を詳細に検証した結果、金子小学校への移転は不可能と判断し、新たな用地を取得しての移転建替えの方針としました。

ii) 西武地区中学校(西武中学校・野田中学校)の統合

- ・学校統合地区検討会議における地域の方々と意見交換の結果等を踏まえて検討し、統合の進め方を見直しました。

(2) 社会情勢の影響によるもの

① コロナ禍

感染拡大防止に向けた様々な対応の中で、施設の使い方や施設に求める機能が変わったことにより施設整備の方向性および内容を見直しました。

② 工事費の上昇

物価や人件費が上昇し工事費が当初の想定より増額となる見込みとなったため、工事内容の再検討や市全体の財政計画との調整を行いました。

2. 令和元（2019）～令和5（2023）年度における計画の進捗状況

令和元（2019）～令和5（2023）年度までに実施することとしていた事業の進捗状況を施設の類型ごとにお示しします。

各表の「進捗」は、事業計画および個別施設計画に示した内容の進捗状況から判定しました。

〔凡例〕 ○：計画どおりに施設整備または検討等を進めた事業

△：計画よりやや遅れてしまった事業

×：計画より遅れてしまった事業

(1) 地域対応施設

① 地区公民館（令和5年度から地区センターおよび地区センター分館）

・令和4年4月に策定した「入間市地区センター整備計画」に基づき事業を進めました。

令和元（2019）～令和5（2023）年度までの取組予定

- ・扇町屋、東町、黒須、東金子、金子、宮寺、藤沢、東藤沢、西武の公民館9施設を地区センターとする。
- ・久保稲荷、高倉、二本木、藤の台の公民館4施設は同一地区内の地区センター分館とする。
- ・扇町屋、金子、宮寺、藤沢の4施設は地域包括支援センター複合化工事を行う。



施設名	取組内容	進捗
扇町屋公民館	・地域包括支援センター複合化工事完了（令和4年度） ・扇町屋地区センター運営開始（令和5年4月）	○
久保稲荷公民館	・扇町屋地区センター久保稲荷分館運営開始（令和5年4月）	○
東町公民館	・東町地区センター運営開始（令和5年4月） ・改修工事完了（令和5年度）	○
黒須公民館・出張所	・黒須地区センター運営開始（令和5年4月）	○
高倉公民館	・黒須地区センター高倉分館運営開始（令和5年4月）	○
東金子公民館・支所	・東金子地区センター運営開始（令和5年4月） ・改修工事完了（令和5年度）	○
金子公民館・支所	・地域包括支援センター複合化工事完了（令和4年度） ・金子地区センター運営開始（令和5年4月） ・改修工事（令和5年度）※令和6年度完了予定	○
宮寺公民館・支所	・地域包括支援センター複合化工事完了（令和4年度） ・宮寺・二本木地区センター運営開始（令和5年4月）	○
二本木公民館	・宮寺・二本木地区センター二本木分館運営開始（令和5年4月）	○
藤沢公民館・支所	・地域包括支援センター複合化工事完了（令和4年度） ・藤沢地区センター運営開始（令和5年4月）	○
藤の台公民館	・藤沢地区センター藤の台分館運営開始（令和5年4月）	○
東藤沢公民館・出張所	・東藤沢地区センター運営開始（令和5年4月）	○
西武公民館・支所	・西武地区センター運営開始（令和5年4月）	○

② 小・中学校

- ・令和3年3月に「学校施設長寿命化計画」を策定しました。

施設名	令和元（2019）～令和5（2023）年度までの取組予定
東町小学校	・屋内運動場の改修工事を行う。
宮寺小学校 狭山小学校	・統合に向け地域での協議を行う。 ・用地取得を検討する。
上藤沢中学校	・校舎・屋内運動場の改修工事を行う。
西武中学校 野田中学校	・統合に向け地域での協議を行う。



施設名	取組内容	進捗
東町小学校	・屋内運動場改修工事完了（令和4年度）	○
宮寺小学校 狭山小学校	・「学校統合地区検討会議」を実施（令和元・2年度） ※学校の整備場所が決定した段階で再開する予定。 ・整備場所の検討および用地取得に向けて調整中	△
上藤沢中学校	・校舎・屋内運動場改修工事完了（令和4・5年度）	○
西武中学校 野田中学校	・「学校統合地区検討会議」実施（令和元・2年度） ・統合の進め方について方針を決定（令和3年度） ・「学校統合委員会」実施（令和4・5年度）	○

- ・宮寺小学校、狭山小学校については、整備場所の選定等に時間を要しています。今後、なるべく速やかに整備場所の決定と用地取得を進めます。

③ 学童保育室

- ・令和2年4月に策定した「学童保育室整備計画」に基づき事業を進めました。

施設名	令和元（2019）～令和5（2023）年度までの取組予定
扇学童保育室 扇第二学童保育室	・施設を維持するため改修工事を行う。
豊岡学童保育室	・豊岡小学校校舎へ複合化、2支援体制とする。
高倉学童保育室	・高倉小学校校舎へ複合化する。
東金子学童保育室	・東金子小学校校舎へ複合化する。
藤沢北学童保育室	・藤沢北小学校校地内に移転建替え、3支援体制とする。



施設名	取組内容	進捗
扇学童保育室 扇第二学童保育室	・改修工事時期調整（令和6年度実施予定）	△
豊岡学童保育室 豊岡第二学童保育室	・豊岡小学校校舎複合化工事完了（令和3年度） ・複合化工事に併せて第二を増設	○
高倉学童保育室	・高倉小学校校舎複合化工事完了（令和3年度）	○
東金子学童保育室	・東金子小学校校舎複合化工事完了（令和3年度）	○
藤沢北学童保育室 藤沢北第二学童保育室 藤沢北第三学童保育室	・藤沢北小学校校地内への移転建替工事完了（令和3年度） ・移転建替工事に併せて第二、第三を増設	○

- ・扇学童保育室、扇第二学童保育室は、改修内容の詳細な検討に時間を要したため工事時期を延期しました。

④ 保育所

施設名	令和元（2019）～令和5（2023）年度までの取組予定
黒須保育所	・民間活力の活用を検討する。
金子第一保育所 金子第二保育所	・統合する。 ・統合にあたっては金子小学校への移転を検証する。
宮寺保育所 二本木保育所	・統合に向け用地取得を検討する。
西武中央保育所	・施設を維持するため改修工事を行う。



施設名	取組内容	進捗
黒須保育所	・民間活力の活用（民設民営に転換）方針決定（令和5年度）	○
金子第一保育所 金子第二保育所	・金子小学校への移転を検証（令和元年度） ※検証の結果、金子小学校への移転は不可能と判断し、新たな用地取得、移転建替を方針としました。 ・建替用地取得を完了（令和5年度）	○
宮寺保育所 二本木保育所	・整備場所を検討中	△
西武中央保育所	・改修工事完了（令和5年度）	○

・宮寺保育所、二本木保育所は、整備場所の検討に時間を要しております。

⑤ 地区体育館

施設名	令和元（2019）～令和5（2023）年度までの取組予定
黒須地区体育館	・施設を維持するため黒須、東金子、宮寺、藤沢、西武の5施設に補強・長寿命化改修工事を行う。
東金子地区体育館	
宮寺地区体育館	
藤沢地区体育館	
西武地区体育館	



施設名	取組内容	進捗
黒須地区体育館	・補強・長寿命化改修工事完了（令和4年度）	○
東金子地区体育館	・工事時期調整（令和6年度実施予定）	△
宮寺地区体育館	・工事時期調整（令和7年度実施予定）	×
藤沢地区体育館	・補強・長寿命化改修工事完了（令和4年度）	○
西武地区体育館	・補強・長寿命化改修工事完了（令和3年度）	○

・東金子地区体育館、宮寺地区体育館は、市の財政状況や事業の緊急性を考慮し、事業時期を延期しました。

(2) 広域対応施設

① 市民会館・中央公民館

令和元（2019）～令和5（2023）年度までの取組予定
〔市民会館〕 ・耐震補強、移転建替、広域連携の中から最適な方法を選択するための検討を行う。 ・令和3年度に実施した「いるまドック」において、廃止も含めて整備方針を明確化し、方針に沿って検討を進める。 〔中央公民館〕 ・廃止。機能を社会教育および文化施策をマネジメントする組織が引き継ぐ。



取組内容	進捗
〔市民会館〕 ・新たな場所への移転新設の方針決定（令和4年度） ・整備手法等の検討に向けサウンディング調査を実施（令和5年度） 〔中央公民館〕 ・廃止、機能を社会教育課に集約（令和4年度）	○

② 産業文化センター

令和元（2019）～令和5（2023）年度までの取組予定
・ホール部分の改修工事を行う。



取組内容	進捗
・改修工事（ホール等補強）完了（令和2年度）	○

③ 農村環境改善センター

令和元（2019）～令和5（2023）年度までの取組予定
・施設を維持するため長寿命化改修工事を行う。



取組内容	進捗
・長寿命化改修工事完了（令和4年度）	○

④ 勤労福祉センター

令和元（2019）～令和5（2023）年度までの取組予定
・施設を廃止する。



取組内容	進捗
・施設廃止（令和2年度）、解体工事完了（令和4年度） （跡地の貸付先を選考中）	○

⑤ 市役所（本庁舎）

令和元（2019）～令和5（2023）年度までの取組予定
・現地での再整備（A・B棟建替え、C棟改修）に向けて検討および各種手続きを進める。



取組内容	進捗
・建替方針（DBO手法）決定（令和3年度） ・事業者募集・事業契約締結（令和4年度） ・基本設計着手（令和5年度）	○

⑥ 武道館・弓道場

令和元（2019）～令和5（2023）年度までの取組予定
・施設を維持するため補強・長寿命化工事を行う。



取組内容	進捗
・補強・長寿命化改修工事着工（令和5年度） ※令和6年度完了予定 ・工事内容や補助金等の活用の検討に時間を要したため工事着工・完了時期を延期しました。	△

⑦ 老人福祉センター

令和元（2019）～令和5（2023）年度までの取組予定
・現状を維持するため長寿命化改修工事を行う。



取組内容	進捗
・施設の必要性や利用方向を検討 ・一部改修工事（下水道接続）完了（令和5年度） ・施設の利用状況等を踏まえて施設の使い方を見直し、工事内容を変更しました。	△

⑧ 障害者活動センター

令和元（2019）～令和5（2023）年度までの取組予定
・施設を廃止する。



取組内容	進捗
・施設廃止（令和元年度）、解体工事完了（令和2年度） （跡地は不老川緊急治水対策工事用地として埼玉県に売却済）	○

⑨ 学校給食センター

令和元（2019）～令和5（2023）年度までの取組予定
・建替えを行う。 ・建替えにあたっては民間活力（PFI方式等）の導入を検討する。



取組内容	進捗
・建替方針（公設公営方式）決定、整備基本計画策定（令和4年度） ・基本設計、実施設計実施（令和4・5年度）	△

⑩ 入間市駅南口自転車駐車場

令和元（2019）～令和5（2023）年度までの取組予定
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建替えまたは改修工事を行い、施設機能を維持する。 ・ 民間活力の導入を検討する。



取組内容	進捗
<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全性向上、運営省力化を図る改修工事を行う方針を決定（令和4年度） ・ 工事に向けた調査を実施（令和5年度） 	△

・ 方針決定までに時間を要したことにより事業スケジュールを見直しました。

3. 事業計画時点修正の内容

事業計画の時点修正は、令和元（2019）年度から令和5（2023）年度における取組実績等に基づいて、今後の取組目標を示すものです。

事業計画策定の背景、基本的な考え方を見直すものではないため、「第1章 公共施設マネジメントになぜ取り組むのか」、「第2章 公共施設マネジメント事業計画の概要」は、原則として従前の内容とします。

「第3章 機能別事業計画」、「第4章 地域別事業計画」については、令和5（2023）年度時点の現況と将来の見通しに基づいて修正します。

また、その内容に合わせて「第5章 第1期事業計画における事業費」を示します。

第1章

公共施設マネジメントになぜ取り組むのか

第1章

～公共施設マネジメントとは～

市の公共施設の現状を把握し、今後の公共施設のあり方を明らかにするとともに、長期的な視点でマネジメント（経営・管理）を行っていくこと。

1. 公共施設マネジメントの目的

本市が考える公共施設マネジメントとは、時代の変化に対応した行政サービスを継続的に提供し、人口減少が進む中、今後の財政状況も踏まえた持続可能なまちづくりを実現するとともに、将来世代に負担を先送りしないことを目的としたものです。

〔公共施設マネジメントの目的〕

- ① 市民ニーズの変化に合わせて、公共施設の機能・役割の見直しを行うこと。
- ② 社会情勢や時代の変化に合わせて公共施設の保有量を適正化すること。
- ③ 公共施設の再整備を効率的に実施すること。
- ④ 公共施設の実態を的確に把握すること。
- ⑤ 老朽化が進む公共施設の維持管理を総体的、計画的に推進すること。
- ⑥ 公共財産（資産）としての公共施設の有効活用を図ること。
- ⑦ 公共施設の最新情報を提供することで、市民、事業者および行政が公共施設等の情報を共有化し、現状に対する理解を深め、互いに一定の課題認識を持てるようにすること。

2. 公共施設マネジメント事業計画の策定理由

公共施設マネジメントの推進に向けて、本市では平成26（2014）年度に白書と「公共施設最適化基本方針」を策定し、平成27（2015）年度には施設の再整備や維持管理の方向性を示した総合管理計画を策定しました。

事業計画は、これらを踏まえて公共施設マネジメントを推進するための手段と具体的な取組方向を示すとともに、各施設のサービス内容と機能の見直し、再整備や維持管理の取組方向、整備スケジュールおよび財政計画等についても示すものとして策定しました。

3. 公共施設を取り巻く背景

ここでは、なぜ公共施設マネジメントに取り組む必要があるのか、その背景となる社会情勢や市民ニーズの変化、将来見通しについて確認しておきます。

(1) 人口減少および少子化・高齢化

現在の日本は、次ページの【グラフ1】のとおり人口減少が進んでいます。また、併せて人口構造も大きく変化しています。具体的に「日本の人口推移および推計（平成29年版高齢社会白書（内閣府）を基に総務省で加工）」によれば、65歳以上の高齢者人口の増加が続く一方、15歳から64歳までの生産年齢人口、14歳までの年少人口は一貫して減少しており、この傾向は今後も継続するものと推計されています。

こうした傾向は本市も同様で、次ページの【グラフ2】のとおり、平成27（2015）年度策定の「入間市人口ビジョン」によると、平成23（2011）年1月に約15.1万人とピークだった総人口が、平成30（2018）年現在では14.9万人となり、推計では22年後の2040年が約11.9万人、42年後の2060年には約8.9万人と4割も減少する見込みとなっています。また、人口構造も国の動向と同じで、高齢者人口が増加し生産年齢人口と年少人口は減少する傾向となっています。

この問題が、社会にもたらす影響として、次のようなことが挙げられます。

1点目は社会保障費の増大です。高齢者を支えるための負担がますます増え、また、児童福祉や教育の充実も求められます。

2点目は、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少です。少ない人数で高齢者を支えていかなければならないにもかかわらず税収は減少するため、社会保障費以外の経費を抑えていかなければなりません。

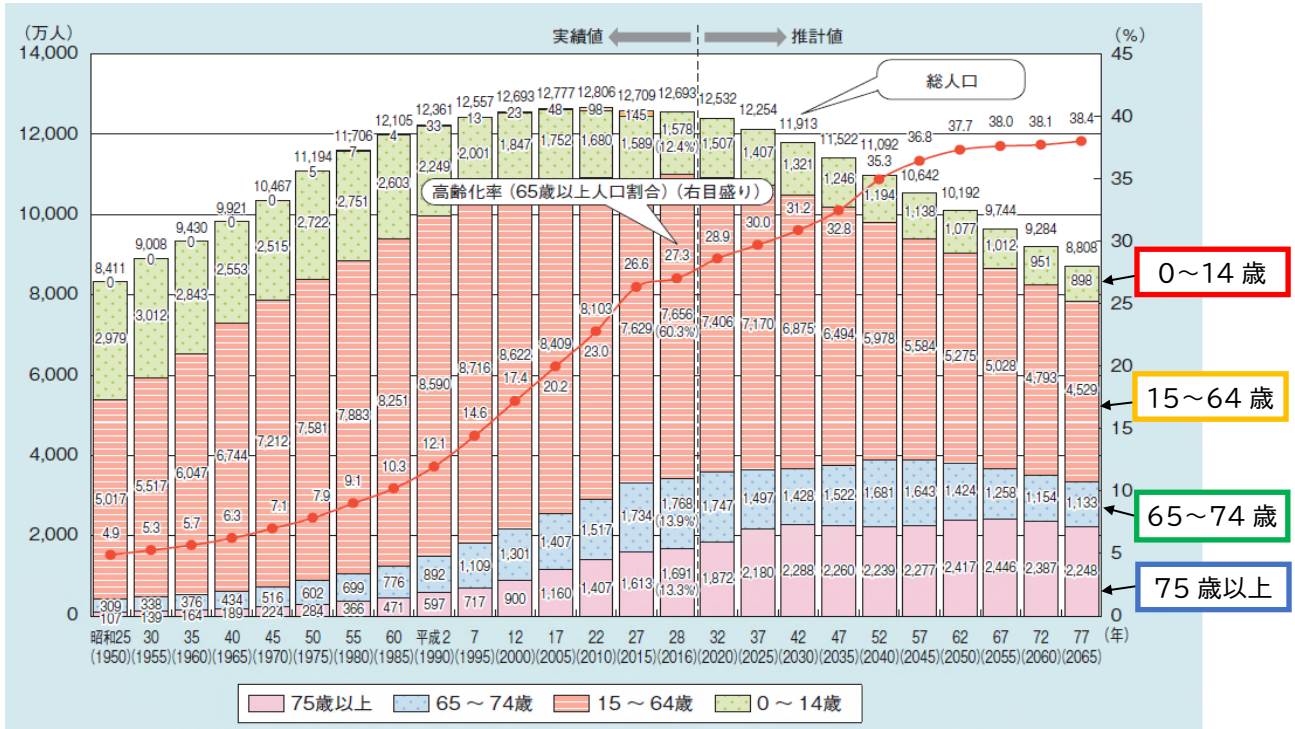
こうした諸問題に対して、各自治体にはあらゆる面で行政サービスの見直しが求められています。本市でも、「第6次入間市総合計画（計画期間：2017～2026年度）」（平成28（2016）年度策定 以下、「総合計画」という。）や「入間市行政改革大綱」（平成28年（2016）年度策定 以下、「行革大綱」という。）、「入間市まち・ひと・しごと創生総合戦略（計画期間：2015～2019年度）」（平成27（2015）年度策定 以下、「総合戦略」という。）などの重要計画において、この人口減少問題を最重要課題と捉え、人口減少を抑制するための対策と、人口減少を想定した対策の両面から政策・施策を展開することとしています。

本計画のテーマである「公共施設マネジメント」も、このまちづくりの大きな政策の柱の一つとして位置づけられるものです。

したがって、公共施設マネジメントの方向性を検討する際には、人口減少を抑制するためのまちの魅力となるような公共施設の「質」の見直し、人口減少を想定した公共施設の「量」の見直しの両面から考えなくてはなりません。

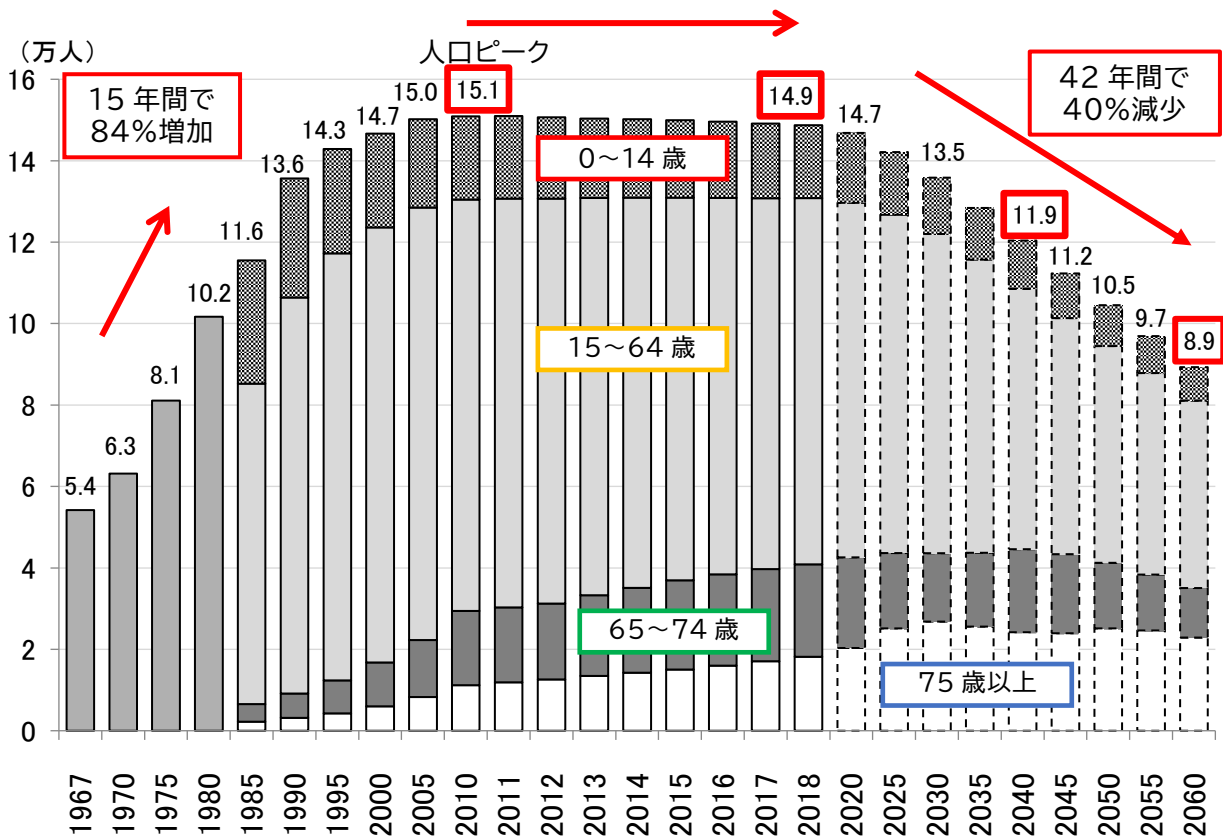
第1章

【グラフ1】日本の人口推移および推計



〔出典〕平成29年版高齢社会白書(内閣府)をもとに総務省で加工

【グラフ2】入間市の人口推移および推計



〔出典〕「入間市人口ビジョン」(平成27(2015)年度策定)をもとに作成

(2) 厳しい財政状況

次に、本市の財政状況を見ますと、事業計画を策定した平成30（2018）年度に至るまでの数年間の一般会計予算は約400億円で推移しており、令和元（2019）年度以降は新型コロナウイルス感染症に関する事業が増加した影響などにより一般会計の総額が増加しています。

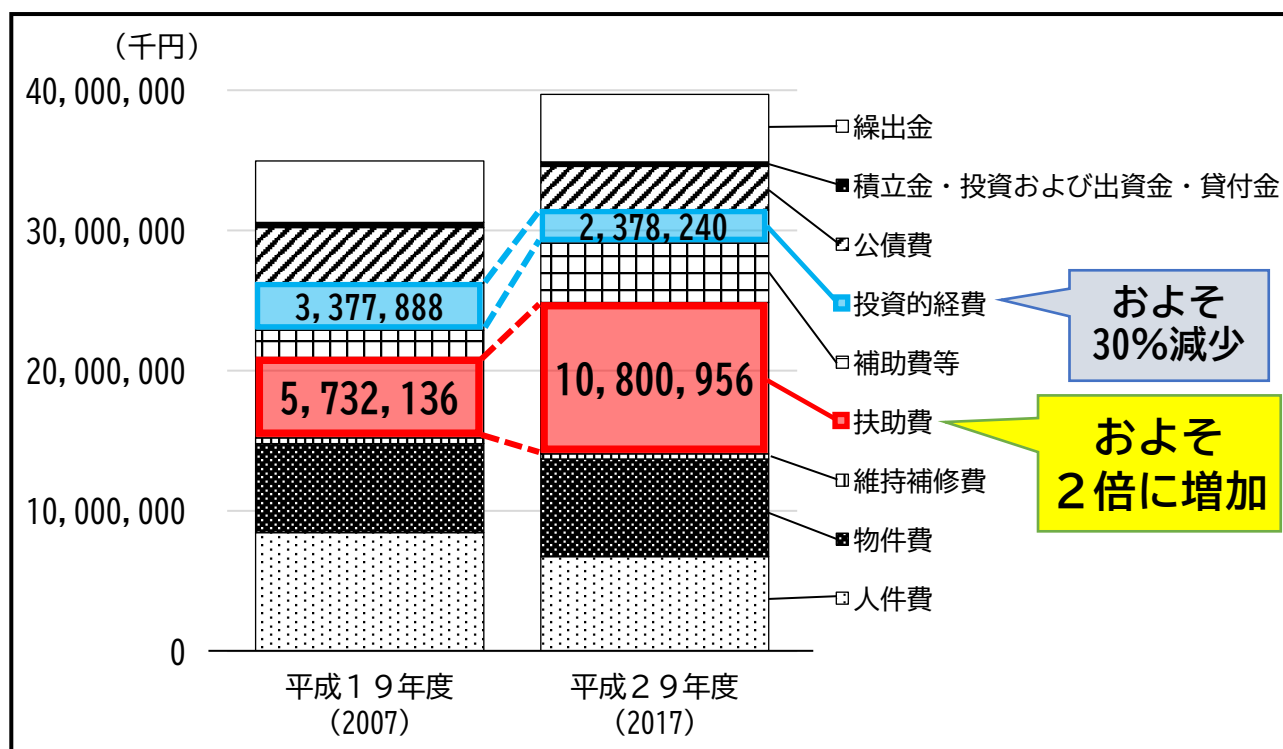
その内訳を見ると、歳入面で自主財源の根幹となる税収は、一般会計予算の総額の推移にかかわらず約210億円でほぼ横ばいとなっています。

一方、歳出面を見ると、主に社会保障費となる「扶助費」は、下記の【グラフ3】のとおり、平成19（2007）年度と平成29（2017）年度の比較ではおよそ2倍となっており、その額は約50億円増加しています。平成30（2018）年度以降も扶助費の増加は続いており、令和4（2022）年度は約125億円となっています。社会保障に充てる財源は、国の補助金も増えていますが、自主財源から負担する割合も多くなっており、その反動として投資的経費など、経常的経費ではない予算を縮減せざるを得ない状況となっています。

こうした傾向は、今後の人口構造の変化を見ても、さらに拡大する傾向にあり、かつ、横ばいとなっている税収も、生産年齢人口の減少により徐々に減少していくことが予測されており、財政状況はますます厳しくなるものと考えられます。

したがって、公共施設の整備にかけられる投資的経費は、今後ますます少なくなることが考えられます。

【グラフ3】 平成19（2007）年度と平成29（2017）年度の歳出の比較



(3) 公共施設の老朽化

次に、本市の公共施設は現在約180施設ありますが、その多くが人口急増期の昭和40年代後半から60年代までに建設されたもので、現段階で築40年以上が38%、築30年以上を合わせると75%になり、一斉に老朽化が進んでいます。

こうした公共施設の多くは鉄筋コンクリート造ですが、その耐用年数を総務省が示している築60年とした場合、今後20～30年間で一斉に大規模改修や建替えが必要な状況となっています。

しかし、今後の人口減少や人口構造の変化を考慮すると、現在の公共施設が同じ規模や量、機能で必要かどうかを考えなくてはなりません。また、財政状況を考えれば、全ての施設を今後も整備して所有し続けることは不可能な状況です。

こうしたことから、あらためて一つひとつの公共施設の今後のあり方や必要性を考えることが必要となっています。

(4) 社会情勢や市民ニーズの変化

現在の日本では、人口減少や人口構造の変化、AIの普及や情報通信技術（以下「ICT」という）の進歩（進化）、地球温暖化への対策、持続可能な環境づくりへのシフト、働き方改革による女性や高齢者の就労、家族形態の変化など、さまざまな面で社会情勢が変化しています。また、それに伴い市民ニーズも大きく変化してきています。

こうした動きを捉えて、各自治体では行政改革によるサービスの見直しを行っていますが、その一環として公共施設のサービスと機能の見直しが必要となってきています。児童・生徒数の減少に伴う小・中学校の小規模化、女性の就労による保育需要の拡大、地域コミュニティの再構築に伴う地域で求められるサービス内容の変化など、公共施設を通じた政策・施策を進める上でも、さまざまな面からの見直しが求められています。

こうした社会情勢や市民ニーズの変化も、本市が公共施設マネジメントを進める大きな理由の一つとなっています。

4. 公共施設に関わる市政の諸課題

次に、公共施設マネジメントを進める上で関連性のある市政の課題や政策・施策について、その将来見通しや公共施設マネジメントとの関係について確認しておきます。

(1) 人口減少

前述したとおり、本市においても人口減少、少子化・高齢化は、これからの市政を考える上で最重要課題の一つとして位置づけられています。

本市では、人口減少対策の方針をまとめた総合戦略の中で、入間市人口ビジョンに掲げた人口の長期的展望として、「合計特殊出生率の上昇」、「若年層（15～24歳）人口の転出抑制」、「子育て世代の転出抑制と転入促進」の3つを掲げています。このうち、合計特殊出生率の上昇は国全体で取り組まなければならない課題ですが、これは子どもを産める世代の女性が減少していることなども含めてさまざまな要因があり、短期的な改善は非常に困難です。一方で、転出抑制や転入促進は、地方自治体として積極的に取り組める対策です。

このように、公共施設マネジメントを考える上でも、「若年層（15～24歳）人口の転出抑制」、「子育て世代の転出抑制と転入促進」の2つの視点は考慮しなければなりません。具体的には、若い世代や子育て世代が、魅力を感じ安心して生活できると思えるような公共施設を整備すること、また、そのような「まち」をつくるための政策に集中投資できるように公共施設の効率化を進めること、その両面から公共施設マネジメントに取り組んでいく必要があると考えます。

(2) 都市計画・土地利用・公共交通

国では、急激な人口減少が進む中でも、持続的に成長し、生活の質を高めていくことのできる社会を実現するため、全国的にコンパクトシティ(集約型の都市構造)への移行を進めています。これは、公共施設や病院、商店といった社会インフラを集約化し、その周りに居住地をまとめて、都市を集約化するという考え方です。

現在の都市計画および土地利用構想では、市内6地区に「まちの拠点を形成」し、そこをネットワークで結ぶという、「多極ネットワーク型」と呼ばれるコンパクトなまちづくりを目指しています。公共交通の再編についても、このような考え方に基づいて行われています。

そのため、公共施設マネジメントでも、この都市計画に沿って地域の拠点を設置していくことを優先課題として考える必要があります。

公共施設マネジメントは、総合計画や各種計画と整合を図りながら進めていくこととなります。

(3) 防災

わが国では、近年多くの災害が発生しており、大地震、風水害、大規模な事故等の発生が当市でも懸念されます。

市では、地域防災計画により、想定される災害への対応を図っていますが、防災拠点となる公共施設の再編においては、防災の視点からの検討・対応も重要です。防災上の要請に対応するために、廃止施設を他の施設に転用した上で防災拠点と位置づけ、避難所・避難場所等の機能を確保することも考えられます。

このほか、公共施設マネジメントの具体的な進捗に合わせ、適宜、地域防災計画の修正を行い、整合を図る必要があります。

(4) 教育環境

「第2期入間市教育振興基本計画」(以下「教育振興基本計画」という)では、教育の基本理念として「豊かな人間性の育成」を掲げ、その実現に向けた要素として、「ふるさと入間を愛する心」、「主体的に学び・活用する意欲」、「思いやりと共生の心」、「健康増進に励む活力」、「グローバルな視点と感覚」を掲げています。また、教育の基本方針として、子どもから大人まで、市民が生涯にわたって学習できるように、学びの場としての学校教育や社会教育の充実を図るとともに、学んだ成果を地域や社会に活かすことで、市民一人ひとりがいきいきと暮らせるまちを目指すとしています。

この教育振興基本計画に明記された入間市の教育の基本理念や基本方針に沿って教育環境を整えることが、これから小・中学校等を再整備する上でも重要な課題となってきます。それは、単にハードとしての施設を整えれば実現するものではなく、ソフトとしての教育環境の充実が最も大事なものとなります。すなわち、子どもから大人までの教育環境を、ハード・ソフトの両面から整えていくことが求められています。その中で、公共施設全体の6~7割を占める教育施設のハード面の整備方向を具体化するのが公共施設マネジメントの役割となりますが、単にハードだけを考えるのではなく、ソフトとしての教育環境の整備に必要なハードの整備といった視点を持って取り組まなければならないと考えています。

また、教育環境の充実には施設の数も必要な要素ではありますが、むしろ教育の質に重点を置くことが、人口減少社会においては必要となります。そのため、これからの方向性としては、人口急増時代に整備した施設を再整備・再配置し、施設数を適正規模に縮減した上で、各施設における教育環境の充実を図ることが重要となります。

(5) 福祉政策・子ども政策

福祉の課題がますます複雑化する環境の中で、今後最も重要となるのは地域包括ケアの仕組みづくりとなります。

地域福祉の推進を目指して、自助・互助・共助・公助のうち、互助の部分を充実させていくために、各地に「ささえあい組織」を設置する動きが出てきています。そうした動きを支援するために、地域ごとの拠点となる施設や相談窓口を整備することも、公共施設マネジメントの取組としては重要になってきます。

また、全ての人にやさしいまちづくりを進めるためには、公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの配慮なども重要な取組になってきます。

一方、今後の人口減少を抑制するためには、子育てがしやすいまちづくりを進めることが重要な政策課題となります。本市では、平成29（2017）年度から「こども支援部」を創設し、子ども・子育て支援に重点を置いた政策を展開しています。また、総合戦略において「元気な子どもが育つまち」をテーマとして掲げて対策を進めていることから、子ども支援を重点化していることはご理解いただけるものと思います。

公共施設マネジメントには、こうした福祉政策、子ども政策を考慮した取組が求められています。いずれの政策も地域における取組が必要となるものであり、地域の拠点となる地区センター（詳細は第3章参照）や学校には、こうした政策実現につながる役割が求められるため、施設の再整備・再配置をする際に考慮する必要があります。

(6) 地域コミュニティ

本市のまちづくり、地域づくりの基盤となってきた自治会は、加入率が減少傾向にあり、会員の高齢化や、役員の担い手不足などが自治会運営の課題になっています。一方、地域にはNPO等の市民活動団体、消防団、体育協会や文化協会などの各種団体などがありますが、自治会とのつながりが希薄な団体もある状況です。

こうした地域の諸課題や団体間のネットワークなどの問題を解決するためには、これからの地域コミュニティのあり方を考え、仕組みを再構築することが必要となります。

地域コミュニティの再構築に向けた動きを支援するために、地域ごとの拠点となる施設や相談窓口を整備することも、公共施設マネジメントの取組としては重要になってきます。

(7) その他（ICTの活用、グローバル化への対応など）

まず、ICTの活用といった課題があります。これは、公共施設マネジメントの面からはさまざまな課題を挙げることができます。具体的には、施設整備を行う際に、業務の棚卸し・見直しをした上でその業務にあったICTを活用すること、ICTを使ったサービスに切り換えることで公共施設の役割や組織体制が変わる可能性があること、より積極的な情報公開が求められる可能性があり、そのためのICTの整備を心がけねばならないこと、などです。

そのため、今後公共施設を整備する場合には、全てにおいて、ハード・ソフト両面からICTの活用を考慮した整備方法を検討する必要があると考えています。

次に、グローバル社会への対応については、これからも外国人市民が多くなることが予想されることから、そのことを意識した施設整備を行わなければならないと考えています。

このほかにも、公共施設マネジメントを進める上で、地域の防災、防犯、衛生などの生活環境に悪影響をおよぼす空き家などの考慮すべき市政の課題が存在しており、今後新たな課題も増えてくるものと思われます。そうした課題については、事業計画の見直しなどで対応していく必要があると考えています。

5. 今後のまちづくりの方向性と公共施設マネジメントとの関係性

本市の行政運営の長期的な方向性は、総合計画や総合戦略、行革大綱などにまとめられていますが、ここでは公共施設マネジメントの取組が、そうした重要計画の中にどのように位置づけられているのかを確認します。

(1) みんなでつくる 住みやすさが実感できるまち いるま〔総合計画〕

本市は首都圏近郊に位置し、自然環境の豊かさや災害の少ない安全性の高い地域であり、通勤・通学や買い物など日常生活の利便性も確保されている、生活環境が充実した都市として評価されています。

そのため、まちづくりの基本方針を定めた総合計画では、10年間のまちづくりの目標を「みんなでつくる 住みやすさが実感できるまち いるま」としました。これは、「次期総合計画基本構想検討市民会議」において選定されたもので、市民が主体となって、みんなが住みやすいと感じられるようなまちづくりを10年間にわたって進めていくという意味が込められています。

公共施設マネジメントにおいても、「住みやすさが実感できるまちづくり」の実現に向けて、これからの社会情勢や市民ニーズに合わせて公共施設におけるサービス内容や機能を見直し、それに伴う施設の再整備・再配置を進めることが求められています。

(2) 元気な子どもが育つまち〔総合戦略〕

本市の人口減少の要因を分析すると、合計特殊出生率が全国や埼玉県の平均に比べて低い水準にあること、高校・大学の卒業後から30歳までの世代の転出が多くみられることが挙げられます。それらが人口減少に大きな影響をおよぼし、今後、年少人口・生産年齢人口の減少が加速していくおそれがあります。

このような状況の中、まちの活力を保ちながら、市民が永く幸せに暮らしていくには、年齢構成のバランスを適正に保ちながら、極力人口規模を維持していくことが必要であり、そのためには減少傾向にある若者や子育て世代に定住地として選択してもらうことが最重要課題になります。

若い世代に「住みたい、住んでみたい」まちとして選択してもらうためには、生活環境の充実した都市としての本市の特徴を活かしながら、未来の主役である子どもたちが元気に育つまちであることを、多くの市民に実感してもらうことが求められます。

子どもたちが元気にいきいきと暮らし、育っていくためには、子どもたちそれぞれの思いや考えがまちづくりに反映され、一人ひとりがまちの主役であることを実感できることが大切です。

公共施設マネジメントの推進においても、元気な子どもが育つための環境を整備するとともに、子どもの視点を取り入れた公共施設の再整備・再配置に取り組むことが重要となります。中でも、小・中学校や保育所、学童保育室など、子どもが長い時間を過ごす公共施設の「質」を充実させることが最も重要な課題であると考えています。

(3) 行政サービスの最適化〔行革大綱〕

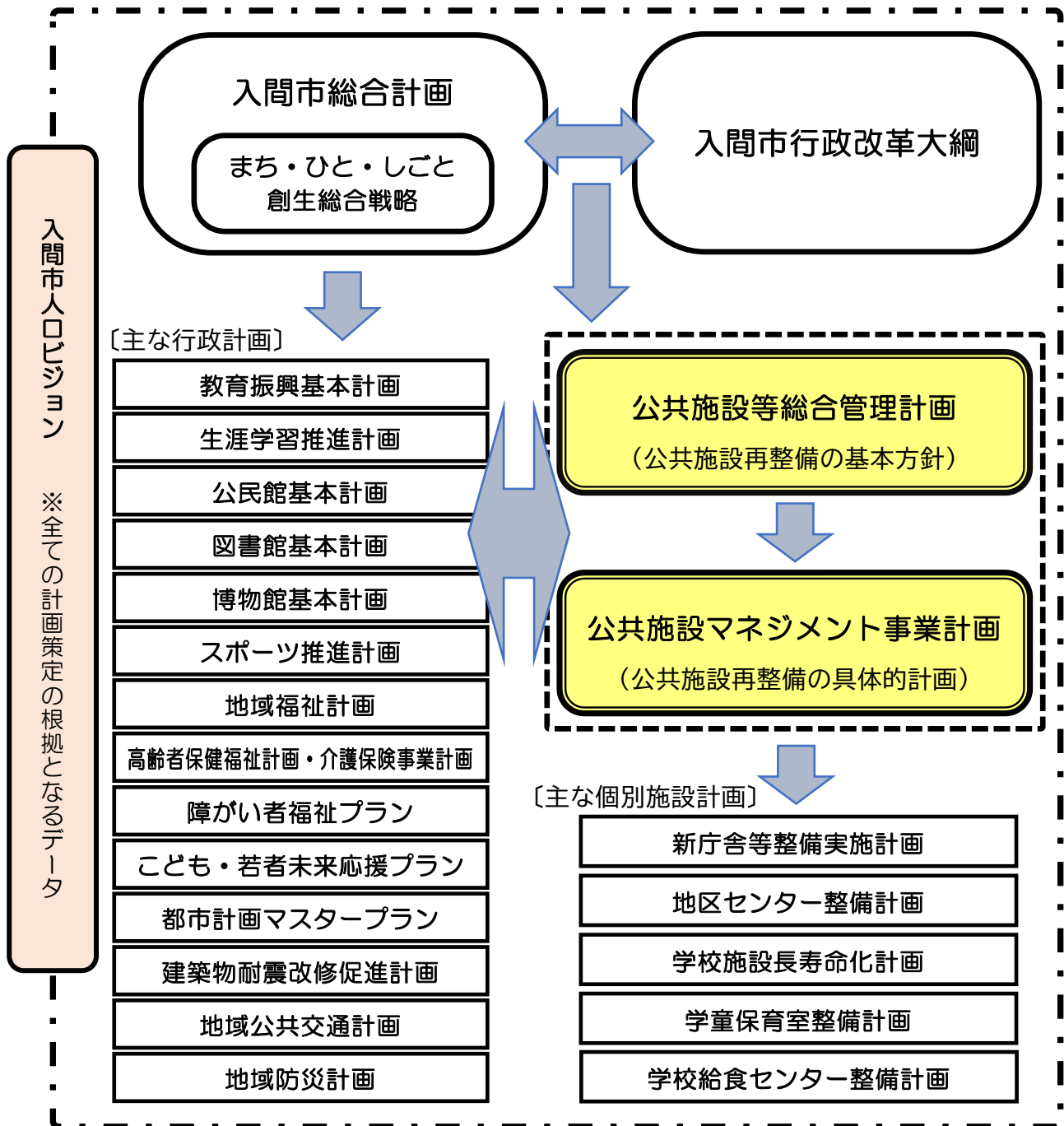
市民と行政との協働の推進と、社会情勢の変化に応じた行政サービスの再編の方向性を明らかにしながら、政策力・情報力・分析力の強化を図り、市民の利便性の確保に配慮した、より効率的・効果的なサービス提供体制の整備に取り組むことを「行政サービスの最適化」という基本理念で示しています。

さらに、行政改革の推進に向けては「社会情勢の変化や市民ニーズを捉えた行政サービスの見直し」「多様な事業主体によるサービス提供体制の構築」「簡素で効率的な組織体制の構築」という3つのテーマを掲げて行政改革の推進を図り、安定した行政運営と充実した行政サービスの提供を目指すこととしています。

公共施設マネジメントの推進においても、この3つのテーマを踏まえた取組が求められて

おり、公共施設の再整備・再配置を進める場合でも、まずは「社会情勢の変化や市民ニーズを捉えた行政サービスの見直し」から検討することとし、これからの公共施設の整備や運営においては民間活力の導入や広域連携を積極的に検討することとして「多様な事業主体によるサービス提供体制の構築」を目指すこととしています。

《市の重要計画と公共施設マネジメント事業計画の関係性》



まちづくりの最上位計画である「総合計画」と人口減少対策となる「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、行財政運営の指針である「行政改革大綱」を踏まえ、各種行政計画の方向性も反映した上で「公共施設等総合管理計画」と「公共施設マネジメント事業計画」を策定しました。

公共施設マネジメントにおける統廃合や複合化、広域化、民営化等の取組は、こうした計画との整合を図ったものとなっています。

今後も、人口ビジョンをはじめとして、これらの計画の見直しがあった場合は、公共施設マネジメントの両計画も見直しをすることとなります。

6. 公共施設マネジメントの必要性と効果

ここでは、なぜ公共施設マネジメントに取り組む必要があるのか、その効果はどのようなものになるのかを、5つの視点から説明します。

(1) 社会情勢や市民ニーズの変化に対応したサービスの見直しができること

それぞれの公共施設が建設された当時と比較すると、現在の社会情勢や市民ニーズは大きく変化しており、将来的にはさらに変化していくものと考えられます。変化の要素としては、人口減少や少子化・高齢化の進展、公共施設に関わる法令や制度の改正、女性活躍推進や働き方改革などの取組といった諸政策の実施が挙げられます。

このような変化に対応するためには、公共施設におけるサービス内容や提供体制を見直していく必要があります。こうした見直しを進めるために、公共施設マネジメントの仕組みが必要となります。

これからの公共施設には、地域の拠点としての役割、安全な暮らしを守る役割、地域住民の居場所としての役割、地域の魅力づくりにつながる施設としての役割、などが求められています。公共施設マネジメントを進めることで、生活環境の充実した地域づくりを進めたいと考えています。

(2) サービスの見直しに合わせて再整備・再配置を行うことが施設の有効活用につながる

公共施設におけるサービス内容や提供体制を見直した場合、施設の機能や規模、施設量などに不整合が発生する場合があります。適正な見直しを行うためには、公共施設の再整備・再配置の取組を通じて、機能や規模、施設量を適正化する必要があります。

公共施設マネジメントの取組の中では、この社会情勢や市民ニーズの変化に対応して、公共施設のサービスや機能を見直すことが最も重要な課題となります。

そうすることが、市民にとって使いやすい施設となり、利用率が向上し、ひいては地域の活性化にもつながるものと考えています。

(3) 計画的な維持管理(予防保全)に取り組むことで無駄の少ない施設整備が行えること

これまで本市では、厳しい財政状況を理由に、公共施設の修繕は故障・破損が発生してから対処する「事後修繕」で対応してきました。また、大規模な改修も必要な時期に実施できず、施設の老朽化を早める原因となっています。

こうした課題を解決するために、施設に関する情報を一元化し、その情報に基づいて計画的な維持管理(予防保全)を行うことで、長期的に見て無駄のない施設整備を行うことができるようになります。また、計画的な改修を行うことで施設の長寿命化にもつなげることができ、総体的な事業費の縮減を図ることができるようになります。

(4) 計画的な再整備・再配置に取り組むことで財政の平準化が図れること

これまでのように、所管課ごとに施設の改修や建替えを計画する方法では、公共施設再整備にかかる事業費の平準化はできませんでした。しかし、施設の情報を一元管理し、計画的な維持管理や施設更新を行うことで、事業費の平準化を図ることができます。

つまり、市政全体の財政計画に基づいて、公共施設マネジメントにかけられる事業費の枠を設定し、その枠内で事業計画を立てることで、適正な規模の公共施設マネジメントを進めることができるようになります。

現在、多くの公共施設は老朽化が進んでおり、近い将来再整備が必要となるため、福祉や教育、都市整備など他の政策のサービス低下を招かないためには、こうした財政の平準化が求められます。

(5) 「選択と集中」を進めることでサービスや施設環境の充実が図れること

公共施設マネジメントは、一面では統廃合や複合化により施設量を縮減することとなり、市民の利便性が低下する可能性があります。しかし、施設量を縮減することにより、残すこととした施設に対しては重点的な投資ができるようになり、求められるサービスや施設環境の充実が図れるようになります。

このように、部分的には市民サービスの低下が考えられますが、一方ではサービスの向上を図ることができます。公共施設マネジメントを「選択と集中」という考え方のもとで進めることで、総体的には市民のニーズに合った充実したサービスや施設環境が提供できるようになります。

第2章

公共施設マネジメント事業計画の概要

第2章

1. 事業計画の位置づけ

(1) 事業計画の位置づけ

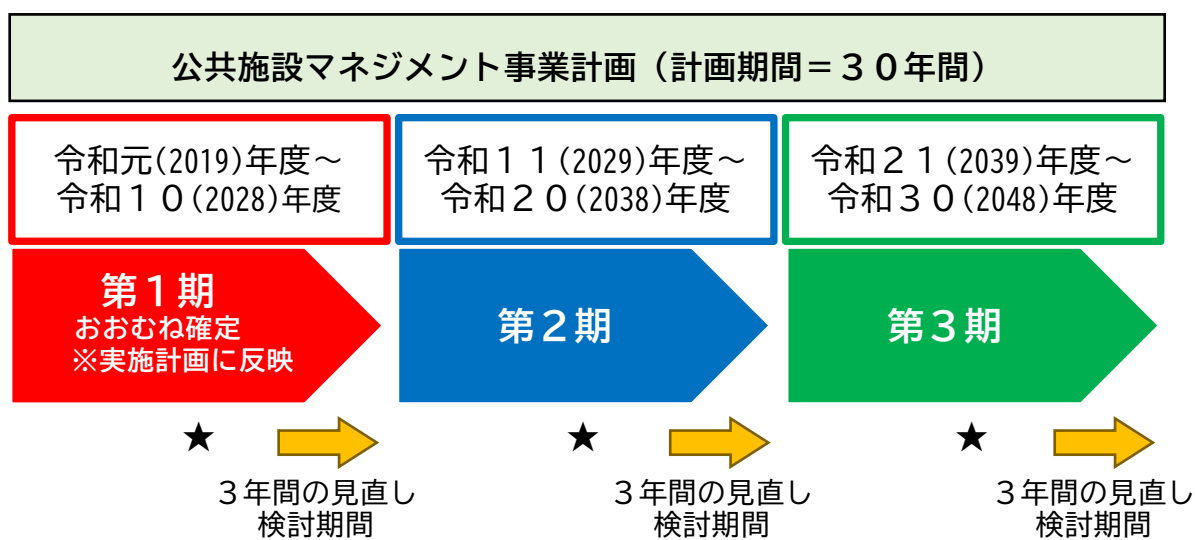
本市では、平成29（2017）年度からの市政運営の指針となる「第6次入間市総合計画・前期基本計画」を策定し、この計画に基づいてまちづくりを進めています。一方、「行政改革大綱・第1期実行計画」は、「行政サービスの最適化」を基本理念として、今後の安定した行政運営と充実した行政サービスの提供を目指すものとなっています。

公共施設マネジメントは、いずれの計画でも最重要課題となっており、行財政運営の適正化、行政サービスの最適化を実現するための取組として位置づけられています。また、「公共施設マネジメント事業計画」については、再整備と維持管理を進める上で、市民と行政が共通認識を持つための具体的な計画との位置づけであり、今後は、この計画に基づいて個々の施設の再整備や維持管理を進めていくこととなります。

(2) 計画期間

この事業計画は、総合管理計画の計画期間に合わせて、30年間の再整備イメージを描きつつ、30年を3期に分けて、最初の10年間（2019年度～2028年度）に実施する事業を抽出し第1期事業計画として示します。

以降、10年ごとに社会情勢や市民ニーズの変化などを捉えて再整備イメージを見直し（検討期間は3年間）、地域住民との協議も重ね、第2期および第3期の事業計画を策定することとします。



★：各期の中間年に時点修正を行う。

※事業計画期間終了後の令和31（2049）年度以降の取組については、仮に「第4期」を設定して記述しています。

(3) 対象施設

原則として、本市が所有する全ての公共施設を対象とします。ただし、インフラに関連する施設は対象とせず、道路、橋りょう、上下水道などは個別の長寿命化計画等に基づいて整備を進めることとします。また、プラント系の施設については、統廃合等は考えにくい施設なので、総合クリーンセンターについては対象としますが、その他は対象外とします。

なお、市営住宅は、すでに「長寿命化計画」を策定し、計画的な施設整備に取り組んでいるため、この計画の対象とはしないこととします。

〔対象とする施設〕

- 施設系（ハコモノ）…小・中学校、地区センター（公民館）、保育所、市役所、市民会館、図書館、博物館 等
- プラント系…総合クリーンセンター

〔対象としない施設〕

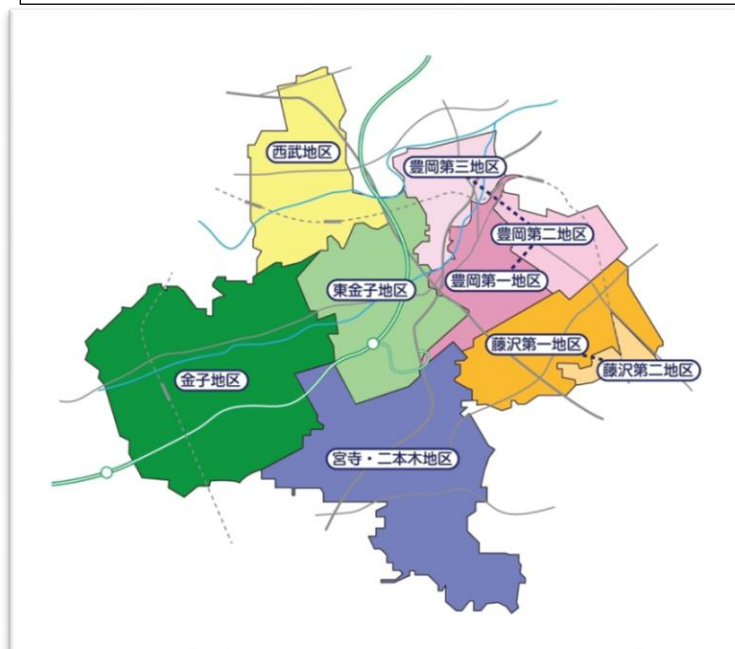
- 施設系（ハコモノ）…市営住宅
- インフラ系…道路、橋りょう、上下水道、公園
- プラント系…浄水場、最終処分場

(4) 地域区分

事業計画における地域区分の捉え方は、福祉圏域などを踏まえて設定した9地区または旧行政区である6地区の区分とします。それぞれの区分については、次のとおりです。

9地区＝豊岡第一地区、豊岡第二地区、豊岡第三地区、東金子地区、金子地区、宮寺・二本木地区、藤沢第一地区、藤沢第二地区、西武地区

6地区＝豊岡地区、東金子地区、金子地区、宮寺・二本木地区、藤沢地区、西武地区



この9地区または6地区の地域区分は、歴史的経緯や人口バランス、生活圏域等を考慮しつつ、公共施設の再編成を行うエリアとして設定したもので、このエリアを単位として公共施設を再整備・再配置し、各地区の生活拠点を形成していこうとするものです。

なお、この地域区分は自治会をはじめとした地域の各種団体の範囲の見直しを意図しているものではありません。また、小・中学校の学区については、この地域区分を踏まえつつ、再整備・再配置後の場所や児童生徒数の動向、通学距離等を考慮して、見直しを図ることとなります。

第2章

2. 事業計画の基本的考え方

(1) 再整備・再配置の方向性

事業計画では、各施設および各地区の実情に合わせた具体的な再整備や再配置等の内容を示しますが、その根拠となる考え方については、以下のとおりとします。

① 総合管理計画における再整備・再配置の取組方向

再整備・再配置に向けては、次の4つの取組方向に基づいて検討を進めました。

i) サービス内容と施設機能の見直し

各施設で提供しているサービスについて、必要性や提供水準を検討するとともに、サービスを提供するために最適な組み合わせ（サービス同士の組み合わせ）を検討した上で、各施設の整備・運営の適正化に反映しました。

ii) 施設の整備・運営の適正化

地域対応施設（学校や公民館など市内各地にあり地域で利用されている施設）については、サービス内容と施設機能の見直しの方向性を踏まえて、統廃合により再配置を進めるとともに、原則として地区センターを地域の拠点として複合化・多機能化を図ることとしました。

広域対応施設（市内に1つしかなく広域的に利用されている施設）については、サービス内容と施設機能の見直し、今後の必要性などを踏まえて、廃止も含めた再整備・再配置を検討することとしました。

iii) 施設の広域化

近隣自治体と共通の行政課題を持っている施設については、相互利用や共同利用、共同運営、共同設置などの手法を検討することとしました。特に、広域対応施設のうち、市域を越えた広域でのサービス提供が可能な施設については、今後近隣自治体と積極的に連携を検討することとしています。

iv) 余剰施設の有効活用

統廃合や複合化により廃止となり、余剰となった施設は、他の公共施設に転用するか、施設または土地を計画的に貸与・売却をするなどして、有効活用を図ります。その場合、単純な貸与・売却ではなく、民間からの提案を受けて活用の方向性を探る方法なども検討していきます。

② 再整備・再配置の視点

再整備・再配置を進める際の視点として、次の4つの事項を踏まえました。

i) 生活者の視点に立った施設の配置

各地域の生活実態を踏まえ、日常生活の中で利用しやすい施設の整備を目指します。

ii) 地域コミュニティの維持発展につながる開かれた拠点の設置

気軽に訪れることができ、人と人とのつながりに配慮した施設を整備することで、地域コミュニティの維持発展につながる開かれた地域の拠点となる施設を目指します。

iii) 地域のよりどころとなりうる施設機能の保持

各地域の住民活動の中心になり、災害時には地域の防災拠点となる施設を整備することで、地域住民の心のよりどころとなりうる施設を目指します。

iv) 経済効果を重視した施設の整備

将来の市民に負担を残さないよう、経済負担が少なく効率性の高い施設整備を目指します。

③ 地域対応施設再整備の基本方針

地域対応施設については、次の4つの基本方針に基づいて検討します。

i) 地区センターおよび小・中学校の配置

地区センターは、人口バランスや生活圏域等を考慮し、9地区に1施設ずつ設置し、地域の拠点としての役割を持たせることとします。また、原則として現在の公民館の施設を活用して設置することとしますが、各施設の規模に違いがあるため、具体的には個別に整備内容を検討することとします。

小・中学校については、児童・生徒数の動向や通学距離等を考慮し、9地区に1施設ずつの配置を基本に再編成するとともに、教育環境の充実を図ることとします。

ii) 公立保育所の配置

公立保育所は、民間保育園とのバランスを考慮しつつ、6地区に1施設ずつ設置することとします。

iii) 地区センターおよび小学校の複合化

地区センターについては、地域のワンストップ窓口、地域の各種相談窓口、地域コミュニティの支援などの機能を併せ持った複合施設として整備します。

小学校については、学習環境の向上を第一義として、児童の生活環境にも考慮し、学童保育室の複合化を進めます。

こうした複合化を通じて、施設の統廃合によるサービス低下を防ぐ工夫をします。

iv) 既存施設の活用と施設更新の考え方

地区センターおよび小学校を複合化する場合、第1段階としては既存の施設を活用して可能な範囲で複合化することとし、第2段階では施設更新により想定している複合化を進めることとします。

なお、小学校の複合化については、既存施設を活用する場合も施設更新をして複合化する場合も、セキュリティ確保を最優先課題として施設整備を進めることとします。

④ 広域対応施設再整備の基本方針

広域対応施設については、次の3つの基本方針に基づいて検討します。

i) 施設の必要性の再検証

建設当初と将来では社会情勢や市民ニーズが変わるため、今後の施設に求められる役割や必要性を十分に検証した上で、整備方向をまとめることとします。

ii) サービス内容と施設機能の見直し

将来的に求められる行政サービスを想定し、施設の機能や役割の見直しを行い、存続・廃止を含めて整備方向をまとめることとします。

iii) 広域連携や民間活力の導入

広域連携や民間へのサービス移行の可能性を検証し、その有効性が確認できた場合は、それに合わせた整備方向をまとめることとします。

⑤ 再整備・再配置に伴い留意すべき事項

再整備・再配置に向けては、次の事項に留意するものとします。

i) 既存施設の活用と借地の解消

できる限り既存施設を長寿命化するなどして活用するとともに、再配置を考える際には、借地の解消が図れる整備方法を検討します。特に、借地については有償による借地の解消を優先的に検討します。

ii) 利用促進につながるサービスや機能の見直し

再整備後の利用促進につながるような、施設サービスや機能の見直しに配慮します。また、利用形態・運営形態についても、市民の希望に見合った利用しやすい形態に見直すことで、利便性を高め、さらなる利用促進につながるよう工夫します。

iii) 地区特性への配慮

各施設の再整備・再配置は原則として基本方針に沿って進めることとしますが、個別の施設については、歴史的背景、人口動態、地理的状況、施設の由来等への配慮など各地区の特性も考慮した整備計画をまとめることとします。

iv) 廃止施設の有効活用

廃止とする施設については、他の公共施設への転用や民間への貸与・売却等の方法で有効活用を図ります。また、施設として活用できない場合は、解体して更地とし、土地としての有効活用を図ることとします。

(2) 市民と行政の共通認識の醸成

公共施設マネジメントを進めるためには、市民の理解と協力が欠かせません。計画策定の段階から、再整備・再配置の実行段階、運用段階にわたるまで、市民と行政が課題認識を共有するとともに、できる限り協働による取組を進めていきます。

なお、課題認識の共有化の方法、協働できる取組としては、以下の取組を進めていきます。

① 地区懇談会による意見交換

事業計画に対して市民の意見を反映するために、市内9地区で活動している各種団体の代表から構成した地区懇談会を設置し、地域における公共施設マネジメント事業計画について意見をもらいました。意見については検証・分析を行った上で、事業計画に反映しています。

② 意見交換会における意見聴取

広く一般市民への事業計画の周知と、その計画に対する意見聴取をすることを目的とした意見交換会を実施しました。聴取した意見は検証・分析を行った上で、事業計画に反映しています。

また、事業計画策定後、さらに個別施設計画や各施設の整備計画策定の段階でも、地域住民対象の意見交換会を実施する必要があると考えています。

③ 市民説明会の実施

計画の原案ができた段階で、計画の内容を広く周知するために地区ごとの市民説明会を実施しました。こうした市民説明会は、市民要望に合わせて実施もしています。また、事業計画策定後、さらに個別施設計画や各施設の整備計画策定の段階でも、こうした取組は必要になるものと考えています。

④ 審議会・協議会等での諮問・答申

施設によっては、関連する審議会・協議会等が設置されている場合、各施設の整備計画について協議を行い、整備方向について、必要に応じて諮問・答申を受けることとします。

⑤ 個別施設の整備計画・運用計画への提言

個々の施設の整備計画および運用計画については、必要に応じて策定することとします。特に、複合施設を整備し運用する場合は関係者が多くなるため、市民と共通認識を持つには、個別施設の整備計画や整備後の運用計画が必要となります。

この段階でも、必要に応じて地区懇談会、意見交換会、市民説明会などの手法を活用して、地域住民との共通認識の醸成に努めるものとしてします。

⑥（仮称）検討委員会の設置

統廃合などを行う施設については、工事を開始する数年前から当該地区に（仮称）検討委員会を設置し、地域住民の意向確認をした上で整備計画をまとめることとします。基本的な整備の方向性は事業計画に沿ったものとなりますが、具体的な整備内容は地域の実情なども踏まえたものとする必要があるため、地域の方々と協働で検討を進めることが必要であると考えています。

(3) 民間活力の有効活用の考え方

公共施設の再整備には高額な事業費がかかることが想定されていますが、その軽減を図るとともに、民間のノウハウを公共サービスに活かすために、官民連携（PPP）の活用を検討します。検討していく中で、民間の経営能力や技術的能力を活用することで、より質の高い、効率的・効果的な行政サービスが提供できる可能性もあるため、そうしたメリットが見出せる場合には、積極的な導入を検討することとします。

検討対象とする施設の範囲は定めず、全ての施設で可能性は探ることとしますが、特に統廃合や複合化・多機能化を検討する施設については民間活力の有効活用の可能性が高いことから、積極的な検討が必要となります。

また、統廃合や複合化により、余剰となる施設の跡地活用についても、民間からの提案を受けるなど、民間活力の有効活用が図れるものと考えます。

こうした民間活力の有効活用は、総合計画や行革大綱にも公共施設マネジメントにおける検討が明記されており、積極的な取組が必要となります。

(4) 目標設定（成果指標）の考え方

各施設の整備に向けてはスケジュールやコスト、整備後の運営実績等の目標設定が必要となります。目標を設定して成果を検証し、その結果を次の事業計画に活かすといった、マネジメントサイクルを構築する必要があります。

また、市民と行政が目的意識を共有化した上で、次の施設整備に向けた意見交換を行い、その意見に基づいて次の事業計画の時点修正を行うこととします。

また、全体では施設面積縮減の達成度、財政計画との整合、適正な行政サービスの実施状況、利用率の増加といった要素についても評価対象とする必要があります。

3. 事業計画の推進方向

(1) 計画推進の具体的手法

計画推進に向けては、その実現を図るために、さまざまな資金調達方法や整備の具体的手法を検討しておく必要があります。現在考えられる手法としては以下のとおりです。

① 資金調達方法

i) 基金の積立と活用

施設の再整備の財源に充てるため、平成28(2016)年度から「公共施設整備基金」を設置しました。この基金への積立は、公共施設再整備に伴う不動産等の売却益なども含めて、一般会計予算から定期的に行うこととします。

ii) 起債の活用

施設整備費用の平準化、負担の公平性を確保するために、地方債の発行による資金調達を行います。ただし、無軌道な起債活用は将来の財政運営に悪影響をもたらすことが想定されるため、起債を活用する場合には、中長期の財政計画に基づいて計画的に実施するよう配慮することとします。

また、国の制度の中で公共施設マネジメントを進めるために有利な起債等も設定されているため、情報収集を積極的に行い、優位性の高い起債の活用を図ります。

iii) 国・県交付金等の活用

施設整備および運営等に対する国や県の補助金・交付金等について常に情報を収集し、積極的な活用を図ることとします。特に、公共施設マネジメントを進めることに対して活用できる交付金等は、有効に活用するものとします。

iv) 未利用地の貸付および売却

統廃合や複合化により余剰となった施設または土地については、有効活用を図るため積極的に売却や民間等への有償貸付を行い、市の歳入の増加を図ります。

また、未利用地の活用においては、地域の活性化につながるような活用方法を検討するものとします。

v) 民間活力の導入(PFI等)

民間資金を活用して施設整備および運営を行う手法として、PFI等の導入を検討します。この手法は、民間資金によって建設等を行い、維持管理・運営も民間が継続して行うという仕組みであり、大規模な施設整備を行う上では有効な手法です。

PFI等の手法を活用することにより、事業費の負担を平準化することができるのと同時に、整備後のメンテナンスの費用もこの仕組みの中で負担してもらうことができるため、より計画的な財政運営が図れるものと考えられます。

② 整備の具体的手法

i) 統廃合

施設総量を縮減するための手法として、小・中学校や公民館、保育所など市内に複数ある施設については統廃合を進めます。統廃合を進めることにより、限られた施設に集中投資できる環境を整えることができ、サービス内容や施設環境の充実を図ることができます。しかし、一方では利用者にとって施設への距離が遠くなるというデメリットが想定されます。

なお、余剰となった施設は転用・貸与・売却などの方法で有効活用することとします。

ii) 複合化・多機能化

施設総量を縮減するための手法の一つとして、相乗効果が想定できる施設については、複合化・多機能化を進めます。具体的には、一つの建物や同じ敷地内に複合的な施設を整備したり、一つの施設を時間帯により異なる機能で活用できる場合などは積極的に多機能化を図ることとします。

地域の拠点施設として想定している地区センターについては、複合化・多機能化を進めることで、施設は減らしてもサービスが向上するように工夫することができます。

iii) 広域連携

近隣自治体等と課題が共有できるものについては、広域的なサービスを行っている施設（市民会館や博物館など）の統廃合や複合化を検討することとします。その結果、お互いの自治体の施設総量が縮減できる一方、サービスの低下は防げるといった、相乗効果を生むことができます。ただし、利用者にとっては施設への距離が遠くなったり、予約が取りにくくなるなど、利用の自由度が低下したりする可能性があります。

今後は、可能性のある施設について、さまざまな条件を考慮しつつ、有効性を検証することとします。

iv) 民間施設の活用（施設またはスペースの借用等）

サービスや機能を見直す中で、特定の公共施設を必要とせず、スペースがあればサービス提供ができる場合は、民間施設等を借用し、必要なサービスを提供する体制を整えることとします。その場合、借用と施設整備のコスト比較等が必要となります。

(2) 計画の推進体制

公共施設マネジメントは、これまでの所管課ごとに維持管理や施設整備に取り組む体制を見直し、公共施設マネジメント推進課を中心に、全庁的な協力のもとで進めていくこととします。

また、単に施設の再整備・再配置、維持管理に取り組むといったものではなく、「行政サービスの最適化」を目的としたものであることから、企画課、デジタル行政推進課、公共施設マネジメント推進課が連携して取り組むものとします。

さらに、計画の推進を図るために、内部組織である公共施設マネジメント推進会議および行政経営会議において、実績の評価や改善を行うとともに、常に適正な推進に向けて、計画の時点修正を行いながら取り組んでいくこととします。

(3) 計画期間の主な取組

事業計画は、総合管理計画を3期に分けて10年ごとの計画期間としています。総合管理計画で示した基本的な方針を踏まえつつ、社会情勢や市民ニーズの変化、それまでの実績等を踏まえて10年ごとに事業計画を策定することとします。

施設の再整備・再配置には、既存施設を活用する場合と、施設更新をする場合とがあり、それは整備内容によって選択することとします。

第2章

4. 機能別事業計画の役割

機能別事業計画は、総合管理計画第5章に掲げた「施設類型ごとの施設整備に関する基本的な方向性」（P44～P58）に基づき施設ごとの再整備・再配置、維持管理の方向性を具体的に示したものです。

この計画では、公共施設再整備計画で示した「施設整備の方向性」をより具体化し、今後のサービス内容や施設機能の見直しの方向性を明らかにした上で、再整備や再配置の取組方向や施設の運営方法・利用形態の見直しの方向性を示し、再整備等によりもたらされる効果や課題を挙げました。

また、各施設の建築年数を考慮し、再整備や維持管理（改修や建替え）の時期について、総合管理計画の計画期間（30年間）の中で示しています。

5. 地域別事業計画の役割

地域別事業計画は、市内を9地区に分け、地区ごとの施設配置や歴史的経緯、地理・地形、交通環境などの地区ごとの特性を把握した上で、公共施設再整備計画で示した「施設整備の方向性」に従い再整備・再配置の方向性を具体的に示したものです。また、「公民館」や「小・中学校」などは、機能を見直した上で地区内に1施設ずつ配置し、複合化・多機能化により地区の拠点施設として整備していくという前提を踏まえ、第1期事業計画として最初の10年間については、具体的な整備内容や時期を示すとともに、第2期・第3期については、整備の方向性を示しています。

6. 進行管理

公共施設マネジメントを長期間にわたって計画的に進めていくためには、進行管理のシステムを構築することが重要になります。ここでは、本市が考えるPDCAサイクルによる進行管理の仕組みについて、考え方を示すこととします。

(1) 計画（Plan）

① 公共施設再整備事業を推進するネットワーク体制の整備

限られた財源や資産を効率的・効果的に活用しつつ、公共施設を適正に維持保全し、施設で行われている行政サービスを継続していくためには、現在は施設所管課ごとに行っている施設のニーズ把握や市民および利用者対応、部局間調整など、多大な労力と時間をかけている業務を効率化していく必要があります。そのため、平成29（2017）年度から公共施設マネジメント推進課を設置し、公共施設の一元管理と体系的な施設整備に取り組んでいます。

② 個別施設計画について

公共施設の再整備・再配置は、事業計画に沿って推進を図るとともに、必要に応じて施設ごとの整備計画を策定して進めることとします。

この計画では、地区懇談会等による市民との合意形成などを通じて詳細な検討を進めるとともに、当該施設の再整備の具体的内容だけでなく、その地区や周辺の施設の状況等も十分に考慮した上で、手法等を検討します。

検討に際しては、施設の利用者に限らず、より多くの方と、これからの施設のあり方や整備方向を議論するとともに、公共施設の課題や各種の情報が共有化できる環境づくりを進め、市民が参画しやすい体制づくりを進めていくこととします。

(2) 実施 (Do)

① 着実な公共施設再整備事業の実施

公共施設マネジメントを進めるための総合管理計画は、30年間にわたる長期計画であるため、計画期間内には世代交代があり、社会情勢や市民ニーズも変化することが予測されます。総合管理計画で示した基本的な方向性は堅持しつつ、10年ごとに策定する事業計画において時点修正を図りながら、時代の変化に柔軟に対応した施設の再整備を進める必要があります。

本市の公共施設再整備事業は、総合管理計画で示した基本方向に基づき、事業計画で具体化した整備方向に沿って、着実に進めていくこととします。

② 経営的な視点による公共施設の管理

施設や設備をはじめとする財産を経営資源と捉え、経営的視点をもって、総合的かつ長期的視点からコストと効果の最適化を図りながら、戦略的かつ適正に管理することが必要です。

公共施設マネジメントを進めるにあたっては、こうしたファシリティ・マネジメント（詳細は次ページ参照）の考え方を導入し、必要なデータを収集・整理・分析し、その成果を活かして効率的・計画的な予防保全や施設整備を進めることとします。また、そのための手法として資産管理台帳を整備し、この台帳に基づいて、適正な管理や整備を行っていくこととします。

(3) 評価 (Check)

① 市民ニーズの把握と施設評価

多額の事業費と長期の事業期間を必要とする公共施設マネジメントでは、成果に対する分析・評価が重要となります。一方では、再整備・再配置の着手前段階における既存施設の事前評価も必要となります。

事前評価は、行政から説明を行い市民の意見を聞くといった形態から、市民と行政がともに考えるといった形態に変化させる必要があります。少しでも多くの市民との合意形成を図るためには、あらゆる手段や客観的な分析に基づくデータを駆使し、さまざまな立場の方から意見を聞き、計画の推進に反映していくこととします。

② 情報公開と評価

市民ニーズを把握し、客観的データの収集・整理・分析を行い、事前評価・事後評価を実施し、PDCAサイクルに基づく進行管理を行う体制を整備します。

また、評価結果は適切に情報公開し、市民と共通認識を醸成することで、より客観的な評価ができるように工夫します。

(4) 改善 (Action)

① 評価結果の反映

さまざまな視点からの評価結果を受けて、その後の施設の再整備計画の見直し、実施方法の改善に活かしていきます。社会情勢や市民ニーズの変化に伴う計画の見直しと合わせて、常に柔軟な発想で取組方向の改善を図ることで、適正な施設の再整備を進めていくこととします。

第2章

7. ファシリティ・マネジメントの取組

公共施設マネジメントの主要な取組は、再整備と維持管理となりますが、行革大綱では、「ファシリティ・マネジメントの推進」にも取り組むこととしています。

ファシリティ・マネジメントは、「少ないコストで最大の効果を出せるように土地や建物などの経営資源(ファシリティ)を総合的に管理・活用すること」と定義されますが、本市では、公共施設マネジメントの一環として取り組むこととしています。

具体的には、下記のような事業を想定していますが、さらに研究を重ねて効果が見込める事業については、積極的に取り組んでいきたいと考えています。

なお、このファシリティ・マネジメントの取組は、公共施設マネジメント推進課が全庁的な調整を行いながら推進することとします。この際、全ての職員が意識的に取り組むことが重要となります。

[想定される事業]

- 公共施設におけるPPS（小売電気事業者）への切り替え事業
- 公共施設における太陽光発電導入事業
- 公共施設の木造化・木質化事業
- 小・中学校プール再編事業
- 公共施設余剰スペース活用事業 等々

8. 公共施設マネジメントの成果予測

本計画で30年間に予定している施設の統廃合や複合化等による施設数の変化、事業費総額等は以下のとおりです。

(1) 施設数等（公共施設マネジメントで対象とする施設）

① 総施設数

事業計画策定時点（平成31（2019）年度）：163施設 → 30年後：130施設
・33施設の縮減＝約20％の縮減

床面積の縮減割合：32.3万㎡ → 23.7万㎡（約27％の縮減）

・目標値である縮減割合3割（30％）に満たない3％については、事業計画の見直し段階の調整課題とします。

② 主な公共施設の数

小学校	16施設	→	9地区に1施設の配置を基本
中学校	11施設	→	9地区に1施設の配置を基本
公民館	14施設	→	9施設
保育所	11施設	→	6施設

③ 統廃合により縮減する施設数

26施設 ※要確認

④ 複合化により縮減する施設数

25施設 ※要確認

⑤ 廃止する施設数

4施設 ※要確認

⑥ 借地面積の縮減

約24,000㎡

「①総施設数」の縮減数33施設との不整合がありますが、統廃合と複合化を同時に行う施設があり、重複していることで差異が生じているものです。

(2) 概算事業費

年平均47.0億円 「公共施設マネジメント白書」(平成26(2014)年度)における
試算額

↓

年平均19.6億円 「公共施設マネジメント事業計画」(平成30(2018)年度)にお
ける試算額

(3) 施設整備件数(30年間)

① 現地建替え

16施設

② 移転建替え

10施設

③ 大規模改修

30施設

④ 用途転用

5施設

⑤ 跡地活用・転用

6施設

第3章

機能別事業計画

【時点修正のポイント】

事業計画第1期（令和元（2019）～令和10（2028）年度）に位置付けている事業について、これまでの取組状況を踏まえて主に第1期後半の取組内容を修正しました。

1 地区センター（地区公民館）

「地区センター整備計画」に基づき、令和5（2023）年4月から地区センターおよび地区センター分館の運営を開始しました。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・地区センターは、地域住民の利便性向上や地域福祉の発展に資する施設とするため、支所、公民館、自治振興支援、防災拠点、福祉総合相談窓口、地域包括支援センターの6つの機能を備えた複合施設としました。（一部施設を除く）
- ・地区センター分館は、会議室や活動室の提供を行います。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・13施設あった地区公民館のうち、9施設を地区センターとしました。これらの施設は、施設の老朽化の状況を踏まえ、建替えまたは改修を行います。
- ・他の4施設は地区センター分館として運用し、令和10（2028）年度をもって施設は原則廃止します。

3. 運営および利用形態の見直し

- ・組織機構を再編して「地域づくり担当」と「住民事務担当」を設置し、地域の総合窓口および地域コミュニティの拠点として運営するための体制を整えました。
- ・施設の貸出要件を見直し、企業や個人でも（営利目的等を除く）会議室等を利用できるようにしました。
- ・地区センターに関する各種区域（自治会の区域、地域包括支援センターの担当地域、民生・児童委員の担当区域など）の整合に向けた検討を行います。

4. 再整備・再配置計画

地区名	施設名	第1期 令和元～10年度 (2019～2028年度)	第2期 令和11～20年度 (2029～2038年度)	第3期 令和21～30年度 (2039～2048年度)
豊岡第一	扇町屋地区センター (扇町屋公民館)	地区センター化		移転・建替え
	久保稲荷分館 (久保稲荷公民館)	分館化 (令和10年度末廃止)		
豊岡第二	東町地区センター (東町公民館)	地区センター化 改修工事		改修工事
豊岡第三	黒須地区センター (黒須公民館)	地区センター化 建替え		
	高倉分館 (高倉公民館)	分館化 (令和10年度末廃止)		
東金子	東金子地区センター (東金子公民館)	地区センター化 改修工事		移転・建替え
金子	金子地区センター (金子公民館)	地区センター化 改修工事		
宮寺・二本木	宮寺・二本木地区センター (宮寺公民館)	地区センター化		建替え
	二本木分館 (二本木公民館)	分館化 (令和10年度末廃止)		
藤沢第一	藤沢地区センター (藤沢公民館)	地区センター化	改修工事	
	藤の台分館 (藤の台公民館)	分館化 (令和10年度末廃止)		
藤沢第二	東藤沢地区センター (東藤沢公民館)	地区センター化 改修工事		
西武	西武地区センター (西武公民館)	地区センター化 改修工事		建替え

【解説】

- ・扇町屋、東町、黒須、東金子、金子、宮寺、藤沢、東藤沢、西武の各公民館は、令和5（2023）年4月から地区センターとして運営を開始しました。これに併せ、久保稲荷、高倉、二本木、藤の台の各公民館は、同一地区内の地区センターの分館として運営を開始しました。
- ・扇町屋、金子、宮寺、藤沢の各施設は、令和4年度に地域包括支援センター複合化工事を完了しました。（東金子、西武は既に複合化済。黒須は同一敷地内に設置済。）
- ・東町地区センターは、当面の間、地域包括支援センターは市庁舎で対応します。
- ・東藤沢地区センターは、地域包括支援センターの地区センター内への移転に向けて調整を進めます。

〔第1期前半（令和元（2019）～令和5（2023）年度）の取組状況〕

令和4（2022）年度	「地区センター整備計画」策定 地域包括支援センター複合化工事完了 （扇町屋、金子、宮寺、藤沢の4施設）
令和5（2023）年度	地区センターおよび地区センター分館運営開始 東町地区センター長寿命化改修工事完了 東金子地区センター長寿命化改修工事完了 金子地区センター長寿命化改修工事着工

〔第1期後半（令和6（2024）～令和10（2028）年度）の取組予定〕

西武地区センター長寿命化改修工事
東藤沢地区センター長寿命化改修工事
黒須地区センター建替工事
令和10年度末をもって各分館閉鎖

5. 地区センター化による効果

- ・複合的な機能を持つことで、市民の利便性が向上します。
- ・集約化することにより、施設・設備の充実、機能の向上を図ることができます。
- ・組織体制を見直し、他の施設と役割分担を明確にすることで、各機能を効率的・効果的に運営することができます。
- ・支所機能が充実することで、各地区における行政手続きのワンストップ化が可能となります。
- ・自治会を支援する機能を明確に位置づけた施設とすることで、自治会活動への支援が充実します。
- ・福祉総合相談窓口を設置することで、生活の困りごとから福祉のことまで、さまざまな分野に関する初期相談、アセスメント、関係機関の連絡調整など相談のワンストップ化が可能となります。
- ・社会教育、自治振興、福祉活動が連携し、地域の課題解決に取り組むことで、地域コミュニティの活性化の促進が期待されます。

6. 今後の課題

- ・地区センターが担う役割と機能を継続して見直していく必要があります。
- ・東町地区センターは、地域包括支援センターの設置場所を検討する必要があります。
- ・東藤沢地区センターは、地域包括支援センターを地区センター内に移転できるよう検討する必要があります。
- ・分館閉鎖後の対応を検討する必要があります。

2 小学校・中学校

小学校、中学校は、9地区に1施設ずつの配置を基本にします。小学校については、学童保育室を複合化します。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・「教育振興基本計画」の方針に基づいて、児童・生徒の学習環境および教育内容の充実を目指した施設整備に取り組みます。
- ・校舎の一部および体育館については、災害時の避難所としての使用を考慮した施設を整備します。
- ・屋外プールについては、設置の必要性を検証した上で民間施設の活用を検討します。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・市内9地区に1施設ずつの配置を基本に整備を進めます。
- ・入間市教育委員会が策定した「入間市立小・中学校の規模および配置の適正化に関する基本方針」（平成26（2014）年度策定）において、「本市における小中学校の適正規模は、小学校は各学年2学級から3学級（全学年合計12～18学級）、中学校は全教科必要教員が確保される全学年合計10学級～18学級」としていることに基づき、学習環境、通学距離、地域の特性などを踏まえて統廃合の時期や校舎の規模を検討します。
- ・防災拠点施設としての機能を踏まえて、地区センターや広域対応施設など、地区内の他の公共施設との配置バランスを考慮して再配置を行います。
- ・統廃合により学校として運用しなくなった施設については、民間への貸与、売却を検討する他、別の用途の公共施設としての活用を検討します。

3. 運営および利用形態の見直し

- ・学校教育を基本として児童・生徒の安全を最優先とします。その上で、利用形態を検討します。

4. 再整備・再配置計画

(1) 小学校

地区名	施設名	第1期 令和元～10年度 (2019～2028年度)	第2期 令和11～20年度 (2029～2038年度)	第3期 令和21～30年度 (2039～2048年度)
豊岡第一	扇小学校		建替え	
豊岡第二	豊岡小学校 東町小学校			統合・建替え
豊岡第三	黒須小学校 高倉小学校		統合・移転建替え	
東金子	東金子小学校 新久小学校		統合・建替え	
金子	金子小学校		建替え	
宮寺・二本木	宮寺小学校 狭山小学校	統合・移転建替え		
藤沢第一	藤沢小学校 藤沢北小学校		統合・建替え	
藤沢第二	藤沢東小学校 藤沢南小学校		統合・建替え	
西武	西武小学校 仏子小学校		統合・建替え	

※建替えについて：校舎が複数存在する場合は、それぞれの耐用年数を考慮して一部または全部を建て替えます。

【解説】

- ・扇小学校は、第2期に建て替えます。
- ・豊岡小学校、東町小学校は、第3期に統合し建て替えます。
- ・黒須小学校、高倉小学校は、第2期に移転建替えをした上で統合します。
- ・東金子小学校、新久小学校は、第2期に統合し建て替えます。
- ・金子小学校は、第2期に建て替えます。
- ・宮寺小学校、狭山小学校は、第1期に宮寺・二本木地区の中央付近に用地を確保し、第2期に移転建替えをした上で統合します。
- ・藤沢小学校、藤沢北小学校は、第2期に統合し建て替えます。
- ・藤沢東小学校、藤沢南小学校は、第2期に統合し建て替えます。
- ・西武小学校、仏子小学校は、第2期に統合し建て替えます。

〔第1期前半（令和元（2019）～令和5（2023）年度）の取組状況〕

令和元（2019）・2（2020）年度 学校統合地区検討会議（宮寺・二本木地区）を開催
 ・学校の統合が地域に及ぼす影響や課題について地域の方々と意見交換を実施。

令和3（2021）年度～ 宮寺・二本木地区小学校整備用地の検討

〔第1期後半（令和6（2024）～令和10（2028）年度）の取組予定〕

宮寺・二本木地区小学校整備用地取得

（2）中学校

地区名	施設名	第1期 令和元～10年度 (2019～2028年度)	第2期 令和11～20年度 (2029～2038年度)	第3期 令和21～30年度 (2039～2048年度)
豊岡第一	向原中学校			建替え
豊岡第二	豊岡中学校 東町中学校			統合・建替え
豊岡第三	黒須中学校			改修工事
東金子	東金子中学校	改修工事		改修工事
金子	金子中学校			改修工事
宮寺・二本木	武蔵中学校			改修工事
藤沢第一	藤沢中学校		建替え	
藤沢第二	上藤沢中学校	改修工事		移転建替え
西武	西武中学校 野田中学校	統合・野田中に一時移転 西武中建替え	西武中に移転	

※建替えについて：校舎が複数存在する場合は、それぞれの耐用年数を考慮して一部または全部を建て替えます。

【解説】

- ・向原中学校は、第3期に建て替えます。
- ・豊岡中学校、東町中学校は、第3期に統合し建て替えます。
- ・黒須中学校は、第3期に改修工事を行います。
- ・東金子中学校は、第1期および第3期に改修工事を行います。
- ・金子中学校は、第3期に改修工事を行います。
- ・武蔵中学校は、第3期に改修工事を行います。
- ・藤沢中学校は、第2期に建て替えます。
- ・上藤沢中学校は、第1期に改修工事を行い、第3期に移転建替えします。

第3章（地域対応施設）

- ・西武中学校、野田中学校は、第1期に統合・野田中学校に一時移転し、西武中学校を建替えた後、第2期の初めに西武中学校へ移転します。

〔第1期前半（令和元（2019）～令和5（2023）年度）の取組状況〕

令和元（2019）・2（2020）年度 学校統合地区検討会議（西武地区）を開催
・学校の統合が地域に及ぼす影響や課題について地域の方々と意見交換を実施。

令和3（2021）年度 西武中学校・野田中学校の統合の進め方の方針決定

令和4（2022）・5（2023）年度 西武地区において学校統合委員会を開催
・学校の統合に向け調整が必要な諸課題と対応方法について地域の方々および学校関係者と意見交換を実施。

〔第1期後半（令和6（2024）～令和10（2028）年度）の取組予定〕

西武中学校・野田中学校を統合し野田中学校に一時移転

西武中学校を建替え（第2期の初めに新校舎へ移転）

5. 再整備・再配置による効果

- ・統合や複合化をすることで、教育施設としての設備の充実、機能の向上を図ることができます。
- ・統合により児童・生徒数を適正規模にすることで、学習環境の充実を図ることができます。

6. 再整備・再配置に向けた課題

- ・建替えに向け、将来の学校教育を見据えた施設の機能を検討する必要があります。
- ・統廃合に併せて学区の再編が必要です。
- ・通学距離が長くなる児童・生徒が多くなるため、対策を検討する必要があります。
- ・多くの学校がこれまで大規模改修を行ってこなかったため、施設更新までの間に施設・設備の部分的な修繕などを行う必要があります。

3 学童保育室

小学校の再整備に併せて複合化します。

一部施設については、学校の建替えに先行して校舎への複合化、学校敷地内への移転建替えを実施しました。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・現在提供しているサービスを将来にわたって維持し、保育環境の向上を図ります。
- ・小学校への複合化を進めることによって、安全な施設利用を促進するとともに、学校施設の活用を含めて機能の充実を図ります。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・小学校校舎の統合、改修、建替えに併せて複合化を進めます。
- ・学童保育の必要性や施設の老朽化の状況を踏まえ、学校の整備に先行して学童保育室を整備します。

3. 運営および利用形態の見直し

- ・校舎内へ配置する際は効率的な管理運営、施設利用に配慮した整備を行います。
- ・放課後児童の健全な育成を図るために、放課後子ども総合プランに基づき、放課後子ども教室などの事業実施を考慮して施設整備を行います。

4. 再整備・再配置計画

地区名	施設名	第1期 令和元～10年度 (2019～2028年度)	第2期 令和11～20年度 (2029～2038年度)	第3期 令和21～30年度 (2039～2048年度)
豊岡第一	扇学童保育室 扇第二学童保育室	扇・扇第二学童 改修工事	小学校建替え時に複合化	
豊岡第二	豊岡学童保育室 豊岡第二学童保育室	豊岡小校舎に複合化 第二学童保育室を増設 【令和3年度工事完了】		小学校の統合・再整備 に併せ統合・複合化
	東町学童保育室 東町第二学童保育室			
豊岡第三	黒須学童保育室	高倉小校舎に複合化 【令和3年度工事完了】	小学校の統合・再整備 に併せ統合・複合化	
	高倉学童保育室			
東金子	東金子学童保育室	東金子小校舎に複合化 【令和3年度工事完了】	小学校の統合・再整備 に併せ統合・複合化	
	新久学童保育室			
金子	金子学童保育室		小学校建替え時に複合化	
	金子第二学童保育室			
宮寺・二本木	宮寺学童保育室		小学校の統合・再整 備に併せ複合化	
	狭山学童保育室			
藤沢第一	藤沢学童保育室	藤沢北小校地内に 移転建替え 第二・第三学童保育室を増設 【令和3年度工事完了】	小学校の統合・再整備 に併せ統合・複合化	
	藤沢北学童保育室			
	藤沢北第二学童保育室 藤沢北第三学童保育室			
藤沢第二	藤沢東学童保育室		小学校の統合・再整備 に併せ統合・複合化	
	藤沢東第二学童保育室			
	藤沢南学童保育室			
	藤沢南第二学童保育室			
西武	西武学童保育室		小学校の統合・再整備 に併せ統合・複合化	
	西武第二学童保育室			
	仏子学童保育室			

第3章（地域対応施設）

〔第1期前半（令和元（2019）～令和5（2023）年度）の取組状況〕

令和2（2020）年度 「学童保育室整備計画」策定

令和3（2021）年度 豊岡学童保育室複合化（豊岡小学校校舎改修）工事完了

高倉学童保育室複合化（高倉小学校校舎改修）工事完了

東金子学童保育室複合化（東金子小学校校舎改修）工事完了

藤沢北学童保育室移転建替（藤沢北小学校敷地内建築）工事完了

〔第1期後半（令和6（2024）～令和10（2028）年度）の取組予定〕

扇・扇第二学童保育室改修工事

5. 再整備・再配置による効果

- ・学校に複合化することで、放課後、学童保育室へ移動する距離が短くなり、安全に施設を利用することができます。
- ・小学校内に配置することで、学校施設の有効活用が図れます。
- ・施設数を少なくすることで、管理運営の効率化を進めることができます。

6. 再整備・再配置に向けた課題

- ・人口動態、また、小学校の統合により一施設当たりの児童数が大きく変化することも考えられることから、施設規模を予測するとともに、運営体制についての検討が必要です。
- ・施設の再整備に際しては、安全確保のため送迎用のスペースの確保に配慮する必要があります。

4 図書館（分館）

図書館（分館）は、これまでの配置（金子・藤沢・西武）を維持します。

1. サービス内容と施設機能の見直し
 - ・今後の市民ニーズを踏まえて、サービスの見直しを行います。
2. 再整備・再配置の取組方向
 - ・現在の配置を維持することとします。
3. 運営および利用形態の見直し
 - ・現在の指定管理者による運営の成果を踏まえ、最適な運営形態を検討します。

4. 再整備・再配置計画

地区名	施設名	第1期 令和元～10年度 (2019～2028年度)	第2期 令和11～20年度 (2029～2038年度)	第3期 令和21～30年度 (2039～2048年度)
金子	図書館（金子分館）	改修工事 【令和5年度工事着工】		
藤沢第一	図書館（藤沢分館）		改修工事	
西武	図書館（西武分館）		改修工事	

〔第1期前半（令和元（2019）～令和5（2023）年度）の取組状況〕
令和5（2023）年度 図書館（金子分館）長寿命化改修工事着工

5. 再整備・再配置による効果
 - ・長寿命化を図ることで、継続してサービスや機能を提供することができます。
6. 再整備・再配置に向けた課題
 - ・現状を維持するために、施設の保全計画を策定する必要があります。
 - ・指定管理者と協力してサービスや機能の向上に努める必要があります。

5 保育所

民間保育園の配置を考慮して、6地区に1施設ずつ配置します。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・児童福祉施設としての保育所の機能および現在提供しているサービスについては、将来にわたって維持することを基本に保育ニーズの変化に合わせた機能や環境の向上を図ります。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・民間保育園の配置を考慮し、旧行政区の6地区に1施設ずつの配置を基本に整備を進めます。ただし、藤沢地区は、第4期（令和3 1（2049）年度以降）の統合を検討します。
- ・老朽化が著しい施設については、保育ニーズへの対応を含め、早期に施設更新を進めます。

3. 運営および利用形態の見直し

- ・保育ニーズの拡大、サービスの多様化に対応できるよう運営形態の見直しを検討します。
- ・黒須保育所は事業計画に基づき民間活力の活用を検討し、運営方法を公設民営から民設民営に転換して施設を社会福祉法人に移譲します。

4. 再整備・再配置計画

地区名	施設名	第1期 令和元～10年度 (2019～2028年度)	第2期 令和11～20年度 (2029～2038年度)	第3期 令和21～30年度 (2039～2048年度)
豊岡	豊岡保育所 高倉保育所		統合・移転建替え	
	黒須保育所	令和6年度から 民設民営方式に転換		
	東金子	東金子保育所	移転建替え	
金子	金子第一保育所 金子第二保育所	統合・移転建替え		
宮寺・二本木	宮寺保育所 二本木保育所	統合・移転建替え		
藤沢	藤沢第二保育所		改修工事	
	藤沢保育所		改修工事	
西武	西武中央保育所	改修工事 【令和5年度工事完了】		建替え

〔第1期前半（令和元（2019）～令和5（2023）年度）の取組状況〕

令和5（2023）年度 金子地区保育所整備用地取得完了
黒須保育所民間活力活用方針決定
西武中央保育所改修工事完了

5. 再整備・再配置による効果

- ・施設の集約化や更新による運営の効率化を進めることで、人員、施設、設備の充実が図られ、保育環境の向上が見込まれます。

6. 再整備・再配置に向けた課題

- ・休所ができないため、施設を運営しながらの工事を前提として検討することとなります。
- ・将来の保育ニーズを予測し、民間保育園とのバランスを考慮して検討する必要があります。
- ・建替えの際は安全確保のため送迎用のスペース確保に配慮する必要があります。

6 地区体育館

地区体育館は、これまでの配置を維持します。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・これまでのサービス内容や機能を維持し、市民の健康増進、生涯学習の場、地区スポーツの拠点、防災拠点とします。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・現状を維持しつつ、長寿命化を図ります。
- ・防災拠点として、天井や照明など非構造部材の耐震化を行います。
- ・第4期（令和3 1（2049）年度以降）に公共施設の跡地への移転建替えを検討します。

3. 運営および利用形態の見直し

- ・引き続き効率的な運営を行います。
- ・指定管理者による施設管理を継続しつつ、将来的には時代の要請にあった民間活力の活用を検討します。

4. 再整備・再配置計画

地区名	対象施設	第1期 令和元～10年度 (2019～2028年度)	第2期 令和11～20年度 (2029～2038年度)	第3期 令和21～30年度 (2039～2048年度)
豊岡第三	黒須地区体育館	改修工事 【令和4年度工事完了】		
東金子	東金子地区体育館	改修工事		
宮寺・二本木	宮寺地区体育館	改修工事		
藤沢第一	藤沢地区体育館	改修工事 【令和4年度工事完了】		
西武	西武地区体育館	改修工事 【令和3年度工事完了】		

〔第1期前半（令和元（2019）～令和5（2023）年度）の取組状況〕

令和3（2021）年度 西武地区体育館長寿命化改修工事完了

令和4（2022）年度 藤沢地区体育館長寿命化改修工事完了

黒須地区体育館長寿命化改修工事完了

〔第1期後半（令和6（2024）～令和10（2028）年度）の取組予定〕

東金子地区体育館長寿命化改修工事

宮寺地区体育館長寿命化改修工事

5. 再整備・再配置による効果

- ・現状のサービスや施設機能などが維持され、安定的な施設利用が継続できます。
- ・大規模改修を行う際にバリアフリー対策などを講じることで、機能の向上が図れます。

6. 再整備・再配置に向けた課題

- ・安全に利用してもらえるように、施設の保全計画を策定する必要があります。

7 老人憩いの家

老人憩いの家は、活用されている間は現在の施設を維持することとします。

老人憩いの家として活用されなくなったときは、地元自治会の意向を踏まえて取り扱いを検討します。地元自治会に活用の意向がある場合は施設の譲渡を前提として協議・検討し、活用の意向がない場合は施設を除却します。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・高齢者の生きがいづくりや、憩いの場としての機能は引き続き提供します。また、そうした機能は、地域の拠点施設となる地区センターの中にも含めることを検討し、他の機能との相乗効果が得られるよう配慮します。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・健康推進クラブの活用実態がある場合は現状を維持しますが、既存の施設の長寿命化や更新は行わないこととします。
- ・老人憩いの家としての機能を廃止後、地元自治会に活用の意向がある場合は、施設の譲渡を前提として協議・検討します。
- ・地元自治会に活用の意向がない場合は、施設を除却します。なお、借地の場合は土地所有者に返却し、市有地の場合は売却します。

3. 運営および利用形態の見直し

- ・老人憩いの家として維持する間は、引き続き健康推進クラブが管理運営を行うこととします。

4. 再整備・再配置計画

- ・既存施設の長寿命化や建替えは行いません。

5. 再整備・再配置による効果

- ・地域の実情に応じて施設の柔軟な活用が可能となります。

6. 再整備・再配置に向けた課題

- ・機能廃止に伴い、借地に建っている老人憩いの家を地元自治会に譲渡する場合は、土地所有者の意向に配慮する必要があります。

1 市民会館・中央公民館

（地域別事業計画：豊岡第一地区）

市民会館は、令和4年度に「新たな場所への移転新設」を整備方針として定め、その整備方針に沿って検討を進めています。

中央公民館は、施設を廃止し機能を社会教育課に集約しました。

既存の施設は、すべての機能を廃止しました。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・市民会館は、市民の文化の向上と福祉の増進を図るとともに、市のイメージアップや賑わいづくりなど、まちづくりにも役立つ施設となるよう検討を進めていきます。
- ・中央公民館は、機能を施設から分離し、社会教育課内に設置した公民館担当が公民館事業を統括する業務を引き継ぎました。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・市民会館は、入間市駅前側留保地が移転新設の最適地と考えられるため、令和5年度に実施するジョンソン基地跡地留保地活用に向けた調査の結果を踏まえて、その進捗に合せながら整備手法等具体的に検討します。
- ・現在の施設は除却します。

3. 運営および利用形態の見直し

- ・整備手法の検討の中で、運営および利用形態を検討します。

4. 再整備・再配置計画

施設名	第1期 令和元～10年度 (2019～2028年度)	第2期 令和11～20年度 (2029～2038年度)	第3期 令和21～30年度 (2039～2048年度)
市民会館・中央公民館	既存施設を除却 〔市民会館〕 ・移転新設の方針に沿って検討 〔中央公民館〕 ・機能を社会教育課に集約		

〔第1期前半（令和元（2019）～令和5（2023）年度）の取組状況〕

令和4（2022）年度 新たな場所への移転新設の方針決定

令和5（2023）年度 ジョンソン基地跡地留保地活用に向けた調査においてサウンディング調査を実施

〔第1期後半の（令和6（2024）～令和10（2028）年度）取組予定〕

令和5年度の調査結果を踏まえて整備手法等を検討

既存施設を除却

5. 再整備・再配置による効果

- ・最適地としている入間市駅前側留保地に移転新設できた場合は、入間市駅に近接することとなり市民の利便性は格段に上がり、更なる市民の文化の向上と福祉の増進が図られます。また、市のイメージアップや入間市駅周辺の賑わいづくりなど、まちづくりにも役立つ施設となります。

6. 今後の課題

- ・最適地としている入間市駅前側留保地は、財務省の所有地であり、市街化調整区域であるため、入間市駅前側留保地に移転新設する場合は、活用まで期間を要します。

2 産業文化センター

（地域別事業計画：豊岡第二地区）

改修工事を行い、現状を維持します。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・大規模集会・ホール機能、会議室（活動室）機能、展示機能については、今後も維持することとします。
- ・部屋の形態を一部見直し、より利用しやすい方向で再整備します。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・改修工事により長寿命化を図り、施設自体は現状を維持することとします。

3. 運営および利用形態の見直し

- ・施設に備える機能に応じて運営方法や体制、利用形態の見直しを検討します。
- ・利用者資格の限定のない施設として今後も維持します。

4. 再整備・再配置計画

施設名		第1期 令和元～10年度 (2019～2028年度)	第2期 令和11～20年度 (2029～2038年度)	第3期 令和21～30年度 (2039～2048年度)
産業文化センター	ホール	改修工事 【令和2年度工事完了】		
	ホール 以外		改修工事	

〔第1期前半（令和元（2019）～令和5（2023）年度）の取組状況〕

令和元（2020）年度 改修工事（ホール部分）完了

〔第1期後半（令和6（2024）～令和10（2028）年度）の取組予定〕

第1期末から第2期初めに改修工事を実施

5. 再整備・再配置による効果

- ・長寿命化を図ることで、市民活動が安定的に実施できる場所が確保されます。

6. 再整備・再配置に向けた課題

- ・建設から30年以上経過し老朽化しているため、早期に保全を目的とした改修工事が必要です。
- ・改修工事の際は各機能の一時移転が必要になるため、十分な準備期間が必要となります。

3 文化創造アトリエ

（地域別事業計画：西武地区）

施設が持つ歴史的・文化的価値を踏まえ、安全に使い続けられる間は維持することとします。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・市民の文化活動の拠点施設としての役割を維持するとともに、創作活動の場として必要なサービスを継続して提供していきます。
- ・現在の機能を維持し、施設の歴史的特性を活かした特色ある事業を展開していきます。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・当面は現行施設を維持し活用することとします。
- ・歴史的建造物として、修繕のみ実施し改修工事や更新は行わないこととします。

3. 運営および利用形態の見直し

- ・現状とおり民間活力を活用した運営を継続します。

4. 再整備・再配置計画

施設名	第1期 令和元～10年度 (2019～2028年度)	第2期 令和11～20年度 (2029～2038年度)	第3期 令和21～30年度 (2039～2048年度)
文化創造アトリエ	随時修繕にて対応		

5. 再整備・再配置による効果

- ・当面、施設機能が維持され、現在のサービス、機能を安定的に提供できます。
- ・歴史的建造物としての特性を活かした運営を継続することができます。

6. 再整備・再配置に向けた課題

- ・開設後、修繕のみで改修は行っていないため、老朽化した施設の安全性に充分配慮するとともに、安定的に施設を維持する方法を検討する必要があります。
- ・劣化状況を勘案し閉鎖時期を検討するとともに、閉鎖後のサービス提供や施設機能のあり方を検討する必要があります。

4 市民活動センター・男女共同参画推進センター（地域別事業計画：豊岡第一地区）

改修工事を行い、現状を維持します。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・市民活動の拠点施設としての機能や男女共同参画推進センターが現在提供しているサービスおよび備えている機能は、現状維持とします。
- ・組織としての人権推進課については、新庁舎等整備事業に併せて本庁舎へ移転します。
- ・社会福祉協議会事務所については、現状維持とします。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・改修工事により長寿命化を図り、施設自体は維持することとします。

3. 運営および利用形態の見直し

- ・当面は現状維持としますが、サービスや機能の見直しに応じて柔軟に検討します。

4. 再整備・再配置計画

施設名	第1期 令和元～10年度 (2019～2028年度)	第2期 令和11～20年度 (2029～2038年度)	第3期 令和21～30年度 (2039～2048年度)
市民活動センター・ 男女共同参画推進センター		改修工事	

5. 再整備・再配置による効果

- ・長寿命化を図ることで、市民活動の場を安定的に提供することができます。

6. 再整備・再配置に向けた課題

- ・現在は登録した団体の使用に限られていますが、同じ貸室機能を有する施設の統廃合に併せて利用者資格等の見直しを検討する必要があります。

5 青少年活動センター

（地域別事業計画：東金子地区）

建物の耐用年数を目途に廃止を検討します。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・施設利用の継続が可能な範囲で、現行サービスと機能を維持し、市民のさまざまな活動の拠点としての運営を継続します。
- ・廃止に向けて、青少年の健全な育成を図るためのサービスを、継続して提供していく必要があるか検討します。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・本館については、施設の耐用年数を目途に廃止します。
- ・青少年育成の機能については、必要性を踏まえ学校（校舎）への移転を検討します。
- ・キャンプ場等については、必要最小限の整備による機能維持を検討します。
- ・体育館については、施設を廃止する時点で活用方法を検討します。

3. 運営および利用形態の見直し

- ・当面は現状と同じ運営および利用形態を維持します。
- ・将来の施設の運営等についても、民間活力の活用を検討します。

4. 再整備・再配置計画

施設名	第1期 令和元～10年度 (2019～2028年度)	第2期 令和11～20年度 (2029～2038年度)	第3期 令和21～30年度 (2039～2048年度)
青少年活動センター		廃止 (活用方法を検討)	

5. 再整備・再配置に向けた課題

- ・施設機能を維持するためには、他の公共施設や近隣自治体との連携について検討する必要があります。
- ・移転に際しては、現状にとらわれず、提供するサービスや機能の見直しを行う必要があります。
- ・運営については、今後も民間活力の活用を検討する必要があります。
- ・施設廃止後の跡地活用については、一部売却についても検討します。

6 農村環境改善センター

（地域別事業計画：金子地区）

現状を維持するため改修工事を実施しました。

今後は、加治丘陵の周辺環境を活かした運営や事業分野の拡大に向けた取組を推進します。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・ 農業者のコミュニティ活動拠点としての機能を維持しつつ、豊かな自然に恵まれた加治丘陵に立地する特性を活かした施設としての運営を検討していきます。
- ・ テニスコートについては、利用の状況を踏まえて現状を維持することとしました。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・ 施設を維持していくため、長寿命化を図りました。

3. 運営および利用形態の見直し

- ・ 指定管理者による運営の中で、周辺環境を活かした運営や事業分野の拡大を推進します。

4. 再整備・再配置（実績）

施設名	第1期 令和元～10年度 (2019～2028年度)	第2期 令和11～20年度 (2029～2038年度)	第3期 令和21～30年度 (2039～2048年度)
農村環境改善センター	改修工事 【令和4年度工事完了】		

〔第1期前半（令和元（2019）～令和5（2023）年度）の取組状況〕

令和4（2022）年度 長寿命化改修工事完了

6. 再整備・再配置による効果

- ・ 長寿命化を図ったことにより、農業者の活動拠点の安定的な提供を続けることができます。

7. 再整備後の課題

- ・ 施設の活用状況を考慮した施設の利用促進や様々な事業の検討と実施が求められます。
- ・ 将来の施設のあり方や必要性について検討する必要があります。

7 農業研修センター

（地域別事業計画：金子地区）

改修工事を行い、現状を維持します。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・茶業農家の育成、技術の伝承、情報交換、研修の場を提供するサービスを維持していきます。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・長寿命化を図り、施設自体は維持することとします。

3. 運営および利用形態の見直し

- ・現状維持としますが、会議室などの施設機能の一部を農業者以外にも利用できるように検討します。

4. 再整備・再配置計画

施設名	第1期 令和元～10年度 (2019～2028年度)	第2期 令和11～20年度 (2029～2038年度)	第3期 令和21～30年度 (2039～2048年度)
農業研修センター		改修工事	

5. 再整備・再配置による効果

- ・長寿命化を図ることで、茶業農家の育成や技術の伝承などを安定的に行うことができ、狭山茶の伝統継承に寄与します。

6. 再整備・再配置に向けた課題

- ・施設の運用の方法を検討する必要があります。
- ・稼働率を考慮し、会議室を一般市民が利用できるか検討する必要があります。
- ・製茶関係機械の更新も大きな課題となります。

8 勤労福祉センター【施設廃止・除却完了】

（地域別事業計画：宮寺・二本木地区）

施設の老朽化や利用状況等を踏まえ、事業計画に基づき施設を廃止、除却しました。跡地の活用は、貸付が有効な方法と判断し、貸付先の選考を進めています。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・施設貸出機能を有する施設が他にも存在することから、施設を維持する必要性は低いと考えたため、サービス提供と施設機能を廃止しました。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・施設機能が不要となったため、施設を廃止して除却しました。

3. 運営および利用形態の見直し

- ・サービス提供を終了したため、運営と利用を停止しました。

4. 再整備・再配置（実績）

施設名	第1期 令和元～10年度 (2019～2028年度)	第2期 令和11～20年度 (2029～2038年度)	第3期 令和21～30年度 (2039～2048年度)
勤労福祉センター	廃止・除却 【令和4年度工事完了】 (跡地活用調整中)		

〔第1期前半（令和元（2019）～令和5（2023）年度）の取組状況〕

- 令和2（2020）年度 年度末をもって施設を廃止
- 令和3（2021）年度 除却工事着工
- 令和4（2022）年度 除却工事完了
- 令和5（2023）年度 土地の貸付先を選考中

5. 施設廃止・除却による効果

- ・施設を除却したことにより施設維持管理費等を削減することができました。
- ・跡地の貸付により歳入確保につなげることができます。

9 博物館・埋蔵文化財整理事務所

（地域別事業計画：宮寺・二本木地区）

博物館は、改修工事を行い、現状を維持します。

埋蔵文化財整理事務所は、廃止した上で除却します。なお、施設機能については、他の公共施設へ移転します。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・博物館は、サービス内容や施設機能は維持し、展示室、市民ギャラリー、収蔵庫などの特性を活かした事業を展開します。
- ・サービス内容の向上に向けて、近隣施設との広報活動等連携について検討します。
- ・施設機能の維持に向けては、近隣自治体との広域連携についても検討します。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・博物館は、既存施設の長寿命化を図ります。

3. 運営および利用形態の見直し

- ・博物館は、指定管理者による民間活力を活かした事業の活性化を図ります。
- ・貸出施設の利用時間の緩和は継続し、施設利用者資格の緩和を検討することで、施設の有効活用を図ります。

4. 再整備・再配置計画

施設名	第1期 令和元～10年度 (2019～2028年度)	第2期 令和11～20年度 (2029～2038年度)	第3期 令和21～30年度 (2039～2048年度)
博物館		改修工事	
埋蔵文化財整理事務所		移転 現施設は解体	

5. 再整備・再配置による効果

- ・施設機能を継続的に維持していくことにより、市民の文化活動や学校教育・社会教育の場としてのサービスを安定的に提供することができます。

6. 再整備・再配置に向けた課題

- ・改修工事を行う際には、市民ニーズを把握・分析した上で機能の見直しに反映する必要があります。

10 児童センター

（地域別事業計画：豊岡第二地区）

改修工事を行い、現状を維持します。

ただし、プラネタリウム室については、今後の必要性を含めて整備の方向性を検討します。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・児童の育成にかかる社会環境の変化、市民ニーズに合ったサービス提供への見直しを図ります。
- ・プラネタリウムおよび天体観測室などの天体学習に関する機能については、事業の必要性を十分に検討し、今後も継続する場合は近隣自治体との広域連携を含めた効率的な整備方法、運営方法を検討します。
- ・施設機能については、提供するサービスに応じて見直しを図ります。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・提供するサービスの見直しに合わせて施設機能の追加・変更等を検討した上で、施設の長寿命化を図ります。

3. 運営および利用形態の見直し

- ・市民との協働関係を維持しつつ、指定管理者による民間活力を活かした事業の活性化を図ります。

4. 再整備・再配置計画

施設名	第1期 令和元～10年度 (2019～2028年度)	第2期 令和11～20年度 (2029～2038年度)	第3期 令和21～30年度 (2039～2048年度)
児童センター	改修工事		

〔第1期後半（令和6（2024）～令和10（2028）年度）の取組予定〕
第1期末から第2期初めに改修工事を実施

5. 再整備・再配置による効果

- ・改修工事を行うことで、快適に利用できる環境を整え、安定的な施設運営を継続します。

6. 再整備・再配置に向けた課題

- ・改修工事を行う際には、市民ニーズを把握・分析した上で機能の見直しに反映する必要があります。
- ・改修工事期間は施設利用を休止することから、代替サービスの提供について配慮する必要があります。

1.1 図書館（本館）

（地域別事業計画：豊岡第二地区）

改修工事を行い、現状を維持します。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・図書館本館として担っているサービスは引き続き提供するとともに、市民ニーズに合わせて居場所としての施設づくりなど、新たなサービスの提供についても検討します。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・提供するサービスの見直しに合わせて施設機能の追加・変更等を検討した上で、施設の長寿命化を図ります。

3. 運営および利用形態の見直し

- ・将来的には、運営面での民間活力の導入を検討します。

4. 再整備・再配置計画

施設名	第1期	第2期	第3期
	令和元～10年度 (2019～2028年度)	令和11～20年度 (2029～2038年度)	令和21～30年度 (2039～2048年度)
図書館（本館）	改修工事		

〔第1期後半（令和6（2024）～令和10（2028）年度）の取組予定〕

第1期末から第2期初めに改修工事を実施

5. 再整備・再配置による効果

- ・改修工事を行うことにより、市民ニーズの高い図書館サービスを安定的に提供することができます。

6. 再整備・再配置に向けた課題

- ・改修工事に併せて機能を見直すとともに、運営面での民間活力の導入を検討する必要があります。
- ・改修工事に伴い、他の公共施設等への一時的な移転や窓口業務のあり方についての検討など課題が多いため、十分な準備期間が必要となります。

1 2 市役所（本庁舎）

（地域別事業計画：豊岡第一地区）

耐震性能の低いA・B棟を建て替え、C棟は改修し維持します。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・現在提供しているサービスと施設機能を維持しつつ、市民の利便性を考慮してワンストップ窓口化等を検討します。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・耐震性能が低い庁舎A・B棟については、敷地内に建て替えの上除却します。
- ・C棟は改修工事し、今後30年間維持します。
- ・バリアフリー化、ユニバーサルデザインを用いて、誰にでも使いやすい施設を目指します。
- ・施設の耐震化に併せて、防災・災害復興拠点としての必要な機能を備えます。

3. 運営および利用形態の見直し

- ・施設の再整備にあたっては、検討段階から整備面および運営面での民間活力の導入を検討し、DBO手法を導入することとしました。

4. 再整備・再配置計画

施設名	第1期 令和元～10年度 (2019～2028年度)	第2期 令和11～20年度 (2029～2038年度)	第3期 令和21～30年度 (2039～2048年度)
市役所（本庁舎）	A・B棟：建替え C棟：改修工事		

〔第1期前半（令和元（2019）～令和5（2023）年度）の取組状況〕

- 令和元（2019）年度 「国土交通省先導的官民連携事業導入可能性調査」実施
- 令和3（2021）年度 「入間市新庁舎等整備実施計画」策定、整備手法（DBO）決定
- 令和4（2022）年度 事業者募集、事業者選定、事業契約締結
- 令和5（2023）年度 新庁舎建設基本設計

〔第1期後半（令和6（2024）～令和10（2028）年度）の取組予定〕

- 新庁舎建設実施設計・建設工事
- 既存C棟改修設計・改修工事
- 既存A・B棟解体設計・解体工事
- 市民協働棟建設

5. 再整備・再配置による効果

- ・耐震化により、防災・災害復興拠点としての機能が強化されます。
- ・建替えることにより、窓口のワンストップ化、ユニバーサルデザインの導入などが可能となり、現代の庁舎に求められるサービス、機能を提供することが可能となります。

6. 再整備・再配置に向けた課題

- ・工事期間中、サービスが低下しないよう配慮する必要があります。

1.3 市民体育館

（地域別事業計画：豊岡第一地区）

施設の保全に努め現状を維持します。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・現状を維持し、市民の健康増進、生涯学習の場、生涯スポーツの拠点としてのサービスを提供します。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・施設の耐震補強、改修工事が完了したため、今後は必要な修繕で対応します。
- ・第4期（令和3 1（2049）年度以降）に公共施設の跡地への移転建替えを検討します。

3. 運営および利用形態の見直し

- ・指定管理者による施設管理を継続しつつ、将来的には時代の要請に沿った民間活力の活用を検討します。

4. 再整備・再配置計画

施設名	第1期 令和元～10年度 (2019～2028年度)	第2期 令和11～20年度 (2029～2038年度)	第3期 令和21～30年度 (2039～2048年度)
市民体育館	修繕により対応		

5. 再整備・再配置による効果

- ・当面の間、市民活動の場を安定的に提供することができます。

6. 再整備・再配置に向けた課題

- ・現在の場所での建て替えには、都市計画により規模（床面積）に制限があるため、施設更新時には移転も含めて検討する必要があります。
- ・移転先としては、現在の施設の機能や駐車スペースが確保できるよう、場所や広さなどを考慮し、学校跡地などの活用を検討します。

1.4 武道館・弓道場

（地域別事業計画：豊岡第三地区）

改修工事を行い、現状を維持します。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・現状を維持し、市民の健康増進、生涯学習の場、生涯スポーツの拠点としてのサービスを提供します。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・改修工事により長寿命化を図り、施設自体は現状を維持することとします。
- ・第4期（令和3 1（2049）年度以降）に公共施設の跡地への移転建替えを検討します。

3. 運営および利用形態の見直し

- ・指定管理者による施設管理を継続しつつ、将来的には時代の要請に沿った民間活力の活用を検討します。

4. 再整備・再配置計画

施設名	第1期 令和元～10年度 (2019～2028年度)	第2期 令和11～20年度 (2029～2038年度)	第3期 令和21～30年度 (2039～2048年度)
武道館・弓道場	改修工事 【令和5年度工事着工】		

〔第1期前半（令和元（2019）～令和5（2023）年度）の取組状況〕

令和5（2023）年度 長寿命化改修工事着工

〔第1期後半（令和6（2024）～令和10（2028）年度）の取組予定〕

長寿命化改修工事完了

5. 再整備・再配置による効果

- ・機能を維持することにより、引き続き市民が武道に親しむ場を提供することができます。

6. 再整備・再配置に向けた課題

- ・施設更新時には、他の体育施設との機能を整理し、利便性の高い場所への移転や近隣市との役割分担について検討する必要があります。

15 老人福祉センター

（地域別事業計画：宮寺・二本木地区）

老人福祉センターとしての運営を終了し、建物も含め跡地の活用を検討します。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・高齢者福祉施設としての機能の方向性について検討します。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・施設は現状を維持することとします。

3. 運営および利用形態の見直し

- ・令和6年度末の指定管理の終了に合わせ、老人福祉センターとしての運営を終了し、建物も含め跡地の活用を検討します。

4. 再整備・再配置計画

施設名	第1期 令和元～10年度 (2019～2028年度)	第2期 令和11～20年度 (2029～2038年度)	第3期 令和21～30年度 (2039～2048年度)
老人福祉センター	老人福祉センター としての運営を終了 跡地活用を検討		

〔第1期前半（令和元（2019）～令和5（2023）年度）の取組状況〕

令和5（2023）年度 公共下水道接続完了

〔第1期後半（令和6（2024）～令和10（2028）年度）の取組予定〕

老人福祉センターとしての運営を終了

建物も含め跡地の活用を検討

5. 今後の課題

- ・土地賃貸借契約に買取り条項があるため、地権者の意向によっては買取り義務が生じます。

16 障害者活動センター【施設廃止・除却完了】（地域別事業計画：宮寺・二本木地区）

施設を使用していたNPO法人が移転したため、事業計画に基づき施設を廃止、除却しました。

跡地は、不老川緊急治水対策工事用地（大森調節池）として埼玉県に売却しました。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・施設を利用していたNPO法人が令和元年度をもって活動場所を変更したため、サービス提供を終了し、施設機能を廃止しました。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・施設機能が不要となったため、施設を廃止して除却しました。

3. 運営および利用形態の見直し

- ・サービス提供を終了したため、運営と利用を停止しました。

4. 再整備・再配置計画（対応結果）

施設名	第1期 令和元～10年度 (2019～2028年度)	第2期 令和11～20年度 (2029～2038年度)	第3期 令和21～30年度 (2039～2048年度)
障害者活動センター	廃止・除却 【令和2年度工事完了】 (跡地売却済)		

〔第1期前半（令和元（2019）～令和5（2023）年度）の取組状況〕

令和元（2019）年度 年度末をもって施設を廃止

令和2（2020）年度 除却工事完了

跡地を不老川緊急治水対策工事用地として埼玉県に売却済

5. 施設廃止・除却による効果

- ・施設を除却し、不老川緊急治水対策工事用地として埼玉県に売却したため、施設維持管理費を削減するとともに土地の有効活用につなげることができました。

1.7 扇台福祉作業所

（地域別事業計画：豊岡第一地区）

建物は耐用年数を踏まえて廃止し、機能は他の公共施設へ移転します。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・現状の施設機能を維持しつつ、現行の施設サービスを提供します。ただし、施設需要が減少した場合は、見直しを検討します。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・劣化状況を踏まえて施設を廃止し、機能を他の公共施設に移転します。

3. 運営および利用形態の見直し

- ・状況が変化しない限り現状を維持します。

4. 再整備・再配置計画

施設名	第1期 令和元～10年度 (2019～2028年度)	第2期 令和11～20年度 (2029～2038年度)	第3期 令和21～30年度 (2039～2048年度)
扇台福祉作業所		移転 現施設は解体	

5. 再整備・再配置による効果

- ・移転により、障害者の作業環境を継続的に確保することができます。
- ・借地の解消につながります。

18 健康福祉センター

（地域別事業計画：藤沢第一地区）

改修工事を行い、現状を維持します。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・現在担っている保健・医療・福祉の一体型施設、障害児療育施設としての機能については継続して保持するとともに、トレーニング機能については、民間との役割分担等を考慮して長期的な視点で見直しを図ります。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・長寿命化を図った上で、基本的な施設機能は維持します。
- ・事務所（窓口）、トレーニング室、スタジオ、会議室（活動室）、夜間診療所、児童発達支援センターなどといった機能を有していることから、市民の健康づくりを幅広く支える施設として維持していきます。

3. 運営および利用形態の見直し

- ・各事業において民間との役割分担を検討した上で、その結果を運営および利用形態の見直しに反映します。

4. 再整備・再配置計画

施設名	第1期 令和元～10年度 (2019～2028年度)	第2期 令和11～20年度 (2029～2038年度)	第3期 令和21～30年度 (2039～2048年度)
健康福祉センター			改修工事

5. 再整備・再配置による効果

- ・長寿命化を図ることで、施設が担う保健・医療・福祉サービスを安定的に提供することができます。

6. 再整備・再配置に向けた課題

- ・施設で提供するサービスについては、民間が行うサービスの動向に注視し、官民の役割分担を踏まえて、サービスの廃止や民営化を検討する必要があります。

19 学校給食センター

（地域別事業計画：東金子地区）

施設の老朽化や耐用年数を踏まえて、建替えを行います。

再整備に当たっては、総合的に検討した結果、民間活力を導入せず、公設公営方式（従来方式）により進めていくことといたしました。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・現状を維持し、市内全ての中学校に給食を提供します。
- ・人口減少を見据え、再整備を行う際には施設規模の適正化を図ります。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・ゼロカーボンシティの実現に向けて、省エネルギー性能の向上に努めるとともに、災害発生時には炊き出し拠点施設として災害への対応を可能な施設とします。

3. 運営および利用形態の見直し

- ・運営については、安定した給食提供のために直営方式を採用することとし、施設の整備については、検討の結果、民間活力の導入は行わず、公設公営方式（従来方式）を採用することとしました。

4. 再整備・再配置計画

施設名	第1期 令和元～10年度 (2019～2028年度)	第2期 令和11～20年度 (2029～2038年度)	第3期 令和21～30年度 (2039～2048年度)
学校給食センター	建替え		

〔第1期前半（令和元（2019）～令和5（2023）年度）の取組状況〕

令和4（2022）年度 「学校給食センター整備基本計画」策定・基本設計着手

令和5（2023）年度 実施設計着手

〔第1期後半（令和6（2024）～令和10（2028）年度）の取組予定〕

設計・建設工事

新施設供用開始

5. 再整備・再配置による効果

- ・施設を更新することで、災害に強く、環境や衛生管理などに配慮し、増え続ける食物アレルギーへの対応を可能とした施設を整備することができます。

6. 再整備・再配置後の課題

- ・再整備後も定期的に厨房機器・設備の経年劣化に対応する必要があります。
- ・中学校への給食提供のあり方を継続して検討する必要があります。

20 総合クリーンセンター・リサイクルプラザ

（地域別事業計画：東金子地区）

総合クリーンセンター、リサイクルプラザは、当面は改修工事を行い長寿命化を図ります。なお、並行して、耐用年数を踏まえた施設の整備方向を検討します。

1. サービス内容と施設機能の見直し

(1) 総合クリーンセンター

- ・将来にわたって安定したサービスを提供していくこととします。

(2) リサイクルプラザ

- ・市民へのごみ減量を啓発する拠点施設として、今後のあり方、方向性を検討します。

2. 再整備・再配置の取組方向

(1) 総合クリーンセンター

- ・必要な修繕を行い、施設の機能を維持します。
- ・将来は施設の建て替えを行います。その際は現地での建替えのほか、移転も検討します。なお、検討段階から民間活力の導入、広域連携についても検討します。

(2) リサイクルプラザ

- ・総合クリーンセンターとともに当分の間は施設を維持し、更新に併せて方向性を検討します。

3. 運営および利用形態の見直し

- ・当面は現状を維持します。
- ・施設更新の際は近隣自治体との広域連携や民間活力の導入を視野に入れて再整備方法を検討し、それに合わせた運営および利用形態の見直しを図ります。

4. 再整備・再配置計画

施設名	第1期 令和元～10年度 (2019～2028年度)	第2期 令和11～20年度 (2029～2038年度)	第3期 令和21～30年度 (2039～2048年度)
総合クリーンセンター	再整備方法の検討	再整備	
リサイクルプラザ	クリーンセンターの整備に併せて検討	クリーンセンターに併せて再整備	

〔第1期後半（令和6（2024）～令和10（2028）年度）の取組予定〕

再整備方法の検討

5. 再整備・再配置による効果

- ・現在も計画保全により維持しているため、サービスを安定的に提供することができます。
- ・建設時から民間活力の導入や広域連携ができれば効率化に大きく貢献することができます。

6. 再整備・再配置に向けた課題

(1) 総合クリーンセンター

- ・市民生活には必要不可欠な施設であり、整備に多額の費用が見込まれることから、長期的な視点で施設更新に向けた準備を進める必要があります。

(2) リサイクルプラザ

- ・施設のあり方を検討する上では、ごみの減量化、再生利用の推進という視点とともに費用対効果についても十分に検討する必要があります。

2.1 防災センター

（地域別事業計画：豊岡第二地区）

資機材や備蓄品の一部を保管する防災用品等備蓄防災拠点として維持していきます。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・豊岡地区現場本部としての機能を豊岡地区の各地区センターに移転したことにより、機能を防災用品等の備蓄倉庫としました。
- ・防災用品等の備蓄については、市全域の災害対応力向上のため、他の公共施設へ分散配置を進めていきます。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・現在の施設を維持します。

3. 運営および利用形態の見直し

- ・備蓄倉庫として運営します。

4. 再整備・再配置計画

施設名	第1期 令和元～10年度 (2019～2028年度)	第2期 令和11～20年度 (2029～2038年度)	第3期 令和21～30年度 (2039～2048年度)
防災センター	一部機能移転 (豊岡現場本部機能)		

〔第1期前半（令和元（2019）～令和5（2023）年度）の取組状況〕

令和5（2023）年度 地区センター運営開始により豊岡現場本部の機能を各地区センターに移転

5. 再整備・再配置による効果

- ・施設を維持することにより備蓄倉庫としての機能を引き続き保持します。

6. 再整備・再配置に向けた課題

- ・資機材、備蓄品を活用しやすい保管方法を検討する必要があります。

2.2 入間市駅南口自転車駐車場

（地域別事業計画：豊岡第一地区）

施設の機能を維持するとともに施設の運営にかかる収支を改善するため、安全性向上と運営省力化に向けた改修工事を行います。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・引き続き入間市駅周辺環境整備、放置自転車対策として自転車駐車場を提供します。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・安全性向上に向けた改修工事を行います。

3. 運営および利用形態の見直し

- ・施設の無人化を進め、施設運営の効率化を図ります。

4. 再整備・再配置計画

施設名	第1期 令和元～10年度 (2019～2028年度)	第2期 令和11～20年度 (2029～2038年度)	第3期 令和21～30年度 (2039～2048年度)
入間市駅南口自転車駐車場	改修工事 (運営省力化)		

〔第1期前半（令和元（2019）～令和5（2023）年度）の取組状況〕

令和5（2023）年度 施設の状況調査を実施

〔第1期後半（令和6（2024）～令和10（2028）年度）の取組予定〕

安全性向上・運営省力化に向けた改修工事

新方式による運営

5. 再整備・再配置による効果

- ・駅前の放置自転車対策を安定的に行うことができます。
- ・運営方法を見直して施設運営に関する費用を圧縮することにより、収支が改善できます。

6. 再整備・再配置に向けた課題

- ・改修工事に向けて令和5年度に実施する調査の内容を十分に検討する必要があります。

第4章

地域別事業計画

【時点修正のポイント】

事業計画第1期（令和元（2019）～令和10（2028）年度）に位置付けている事業について、これまでの取組結果を示すとともに、主に第1期後半の取組内容を修正しました。

1 豊岡第一地区（扇町屋・扇台・久保稻荷・豊岡）

1. 施設の再整備・再配置の方向性

- ・地区公民館は、「地区センター整備計画」に基づき地区センターまたは地区センター分館に改編します。
- ・小学校、中学校は、施設の老朽化の状況を踏まえて建替えを行います。
- ・保育所は、豊岡地区全体で整備の方向性を検討します。

2. 施設の再整備・再配置の取組内容

(1) 第1期 令和元（2019）～令和10（2028）年度

〔令和5（2023）年度までの進捗状況〕

- ・扇町屋公民館は、扇町屋地区センターとして運営を開始しました。また、久保稻荷公民館は、扇町屋地区センター久保稻荷分館として運営を開始しました。
- ・市役所は、「新庁舎等整備実施計画」を策定し、基本設計に着手しました。
- ・市民会館・中央公民館について、既存の施設は耐震性能が不足しているため閉鎖しました。市民会館は費用対効果の観点から「新たな場所への移転新設」を整備方針とし、中央公民館は組織を廃止、機能を社会教育課に集約しました。
- ・入間市駅南口自転車駐車場は、安全性向上・運営省力化に向けた改修工事を行う方針を決定しました。

施設名	令和1 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028
扇町屋地区センター （扇町屋公民館）				包括支援 センター 複合化工事	地区セン ター 運営開始					
扇町屋地区センター久保稻荷分館 （久保稻荷公民館）					地区セン ター分館 運営開始					年度末 分館閉鎖
市役所 ・詳細は「新庁舎等整備実施計画」を参照ください。	PFI導入 可能性調査	実施方針 検討	整備手法 (DBO) 方針決定	事業者選定 事業契約	基本設計 実施設計	新庁舎建設		新庁舎 供用開始 A・B解体 C棟改修	市民協働棟 建設 C棟 供用開始	
市民会館・中央公民館	再 検討	耐震改修 基本設計	施設 閉鎖	・市民会館：新たな場所への移転建替えの方針決定。 新方針に基づき検討。 ・中央公民館：廃止、機能を社会教育課に集約。						
入間市駅南口自転車駐車場	民間活力導入検討			改修による 維持 方針決定	施設状況 調査			改修設計	改修工事	

〔令和6（2024）～令和10（2028）年度の取組予定〕

- ・市役所は、「新庁舎等整備実施計画」に基づき施設整備を進めていきます。
- ・市民会館は、「新たな場所への移転新設」の整備方針に基づき検討を進めていきます。
- ・入間市駅南口自転車駐車場は、施設状況の調査を踏まえて改修に取り組んでいきます。
- ・扇町屋地区センター久保稻荷分館は、令和10年度末を以って分館を閉鎖します。閉鎖後は施設を除却し、土地は所有者に返還します。

(2) 第2期 令和11（2029）～令和20（2038）年度

〔上半期〕

- ・保育所は、豊岡地区全体の状況を踏まえて検討します。豊岡保育所と高倉保育所（豊岡第三地区）は、統合・建替えを行います。建替えの際は地域での利便性を考慮し、地区の中間付近への移転を検討します。

〔下半期〕

- ・扇小学校が建築後60年を迎えるため現地で建替えを行います。
- ・学童保育室は、扇小学校の整備に併せて学校に複合化します。
- ・扇台福祉作業所は、施設の耐用年数を目途にサービスを他の公共施設へ移転し、現在の施設は廃止します。

(3) 第3期 令和21(2039)～令和30(2048)年度

- ・扇町屋地区センターが建築後60年を迎えるため、建替えを行います。なお、場所は利便性を考慮し他の公共施設跡地への移転を検討します。
- ・向原中学校が建築後60年を迎えるため現地で建替えを行います。

(4) 第4期 令和31(2049)年度～

- ・市民体育館の建替えを検討します。建替えの際は東町小学校、東町中学校の跡地への移転を検討します。

3. 公共施設跡地の取り扱い

○売却

- ・豊岡保育所（市有地部分 664 m²／全体 2,485 m²・第一種低層住居専用地域）
- ・扇町屋地区センター（2,254 m²・第一種低層住居専用地域）
- ・市民体育館（10,957 m²・第一種住居地域）

○土地所有者へ返却

- ・豊岡保育所（借地部分 1,821 m²／全体 2,485 m²・第一種低層住居専用地域）
- ・扇台福祉作業所（985 m²・第二種住居地域）
- ・扇学童・扇第二学童保育室（934 m²・第一種低層住居専用地域）
- ・扇町屋地区センター久保稻荷分館（1,875 m²・第一種低層住居専用地域）

第4章

【豊岡第一地区の施設整備】

施設名 〔建築年度〕※	第1期 令和元～10年度 (2019～2028年度)	第2期 令和11～20年度 (2029～2038年度)	第3期 令和21～30年度 (2039～2048年度)
扇町屋地区センター 〔1985年度〕	地区センター化 【令和5年4月運営開始】		移転建替え
扇町屋地区センター久保稲荷分館 〔1991年度〕	地区センター分館化 【令和5年4月運営開始】 令和10年度末に閉鎖		
扇小学校 〔校舎1974年度〕 〔体育館1975年度〕		建替え・学童複合化	
向原中学校 〔校舎1977年度〕 〔体育館1978年度〕			建替え
扇学童保育室 〔1989年度〕		統合 小学校に複合化	
扇第二学童保育室 〔2010年度〕			
豊岡保育所 〔1971年度〕		高倉保育所と統合 移転建替え	
市役所 〔A・B棟1974年度〕 〔C棟1990年度〕	A・B棟建替え C棟改修		
市民会館・中央公民館 〔1973年度〕	市民会館：移転新設を検討 既存施設除却 中央公民館：廃止・機能移転		
市民体育館 〔1980年度〕			〔移転建替え：第4期〕
市民運動センター・男女共済福祉センター 〔1980年度〕		改修	
扇台福祉作業所 〔1993年度〕		移転	
入間市駅南口自転車駐車場 〔1985年度〕	改修		
老人憩いの家（3施設）	活用促進（利用の状況を踏まえて転用・廃止）		

※〔建築年度〕学校など複数の建物を別々の年度で整備した施設は、最も古い部位の建築年度を示しています。

2 豊岡第二地区（向陽台・東町）

1. 施設の再整備・再配置の方向性

- ・地区公民館は、「地区センター整備計画」に基づき地区センターに改編します。
- ・小学校、中学校は、児童・生徒数の推移や施設の老朽化の状況を踏まえて統合・建替えを行います。

2. 施設の再整備・再配置の取組内容

(1) 第1期 令和元（2019）～令和10（2028）年度

〔令和5（2023）年度までの進捗状況〕

- ・東町公民館は、東町地区センターとして運営を開始しました。
- ・産業文化センターは、ホール部分の改修工事を行いました。
- ・豊岡学童保育室は、豊岡小学校校舎へ複合化し学校施設の有効活用を図りました。なお、複合化工事に併せて豊岡第二学童保育室を増設しました。
- ・東町小学校の体育館の改修工事を行いました。

施設名	令和1 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028
東町地区センター （東町公民館）					地区センター 運営開始 改修工事					
豊岡小学校			校舎一部 改修工事 （学童受入）				体育館 改修工事			
東町小学校				体育館 改修工事						
豊岡中学校										体育館 改修工事
東町中学校							体育館 改修工事			
豊岡学童保育室 豊岡第2学童保育室				豊岡小 校舎内 運営開始						
産業文化センター		改修工事 （ホール等補強）								改修工事 （2年間）
図書館（本館）										改修工事 （2年間）
児童センター										改修工事 （2年間）
防災センター						防災センタ ー機能を市 役所に移転				

〔令和6（2024）～令和10（2028）年度の取組予定〕

- ・産業文化センターは、改修工事により長寿命化を図ります。改修工事中は施設が使えなくなるため、現在産業文化センターで業務を行っている、教育センター、商工会は、他の公共施設等へ一時的に移転します。
- ・図書館は、産業文化センターの改修工事に伴い他の公共施設等への一時的な移転または窓口業務のあり方を検討します。
- ・児童センターは、引き続き活用していくため一時的に休止し改修工事を行います。
- ・防災センターは、市役所の整備に併せて防災センターの機能を移転します。防災倉庫については他の施設への移転を検討します。

第4章

(2) 第2期 令和11(2029)～令和20(2038)年度

- ・第1期事業計画の進捗を踏まえ、公共施設等を活用した防災資材の備蓄場所増加を検討します。

(3) 第3期 令和21(2039)～令和30(2048)年度

- ・東町地区センターは、施設を維持していくため改修を行います。
- ・小学校は、児童数の減少の見通しにより、豊岡小学校と東町小学校の統合が必要になることが見込まれます。また、両施設が建築後60年を迎えるため、建替えが必要となります。このため、豊岡小学校と東町小学校の統合に併せて校舎の建替えを行います。場所は、地域の中心に近い場所であること、隣接する藤沢地区の小学校との配置のバランスを考慮し豊岡小学校を活用します。
- ・学童保育室は、小学校の整備に併せて統合し、小学校に複合化します。
- ・中学校は、生徒数の減少の見通しにより、豊岡中学校と東町中学校の統合が必要になることが見込まれます。また、両施設が建築後60年を迎えるため、建替えが必要となります。このため、豊岡中学校と東町中学校の統合に併せて校舎の建替えを行います。場所は、地域の中心に近い場所にあること、隣接する藤沢地区の中学校との配置のバランスを考慮し豊岡中学校を活用します。

3. 公共施設跡地の取り扱い

○他の公共施設に転用

- ・東町小学校 (28,000 m²・市街化調整区域)
- ・東町中学校 (28,010 m²・市街化調整区域)
→市民体育館、武道館などの用地として活用を検討

【豊岡第二地区の施設整備】

施設名 〔建築年度〕※	第1期 令和元～10年度 (2019～2028年度)	第2期 令和11～20年度 (2029～2038年度)	第3期 令和21～30年度 (2039～2048年度)
東町地区センター 〔1979年度〕	地区センター化 【令和5年4月運営開始】 改修工事		改修
豊岡小学校 〔校舎1983年度〕 〔体育館1983年度〕	(改修：豊岡学童受入) (【令和3年度完了】) 改修(体育館)		東町小学校を統合 建替え・学童複合化
東町小学校 〔校舎1980年度〕 〔体育館1980年度〕	改修(体育館) 【令和4年度完了】		廃止
豊岡中学校 〔校舎1984年度〕 〔体育館1984年度〕	改修(体育館)		東町中学校を統合 建替え
東町中学校 〔校舎1987年度〕 〔体育館1987年度〕	改修(体育館)		廃止
豊岡学童保育室 豊岡第二学童保育室 〔1984年度〕(豊岡小校舎内)	豊岡小学校に複合化 第二学童保育室を増設 【令和4年4月供用開始】		統合 小学校に複合化
東町学童保育室 東町第二学童保育室* 〔1980年度〕(東町小校舎内)			
産業文化センター 〔1983年度〕	改修(ホール) 【令和2年度完了】	改修 (ホール以外)	
図書館(本館) 〔1983年度〕		改修	
児童センター 〔1987年度〕		改修	
防災センター 〔1988年度〕	防災センター機能を 市役所に移転	防災倉庫移転	
老人憩いの家(2施設)	活用促進(利用の状況を踏まえて転用・廃止)		

※〔建築年度〕学校など複数の建物を別々の年度で整備した施設は、最も古い部位の建築年度を示しています。

*東町第二学童保育室は、東町小学校の校舎を改修して平成31(2019)年4月から運営を開始している施設です。

3 豊岡第三地区（黒須・高倉）

1. 施設の再整備・再配置の方向性

- ・地区公民館は、「地区センター整備計画」に基づき地区センターまたは地区センター分館に改編します。
- ・小学校は、児童数の推移や施設の老朽化の状況を踏まえて統合します。統合の際は移転建替えを検討します。
- ・保育所は、豊岡地区全体で整備の方向性を検討します。

2. 施設の再整備・再配置の取組内容

(1) 第1期 令和元（2019）～令和10（2028）年度

〔令和5（2023）年度までの進捗状況〕

- ・黒須公民館・出張所は、黒須地区センターとして運営を開始しました。また、高倉公民館は、黒須地区センター高倉分館として運営を開始しました。
- ・高倉学童保育室は、高倉小学校に複合化し学校施設の有効活用を図りました。
- ・黒須保育所は、民間活力の活用を検討し、公設民営から民設民営に転換する方針を決定しました。
- ・黒須地区体育館は、非構造部材の耐震補強および長寿命化改修工事を行いました。
- ・武道館・弓道場の非構造部材の耐震補強および長寿命化改修工事に着手しました。

施設名	令和1 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028
黒須地区センター （黒須公民館・出張所）					地区センター 運営開始					建替え
黒須地区センター高倉分館 （高倉公民館）					地区センター分館 運営開始					年度末 分館閉鎖
黒須小学校	学校用地取得を検討									
高倉小学校										
黒須中学校										
高倉学童保育室				高倉小 校舎内 運営開始						
黒須保育所	民間活力の活用を検討 公設民営から民設民営に転換を決定					民設民営による運営				
黒須地区体育館				改修工事 （補強・ 長寿命化）						
武道館・弓道場					改修工事 （補強・長寿命化）					

〔令和6（2024）～令和10（2028）年度の取組予定〕

- ・武道館・弓道場の工事を完了します。
- ・黒須保育所は、民設民営による運営に転換します。
- ・黒須小学校と高倉小学校の統合に向けた検討等を進めます。
- ・黒須地区センターは、現地建替えの方針で検討を進めます。
- ・黒須地区センター高倉分館は、令和10年度末を以って閉鎖します。なお、施設は売却を前提とします。

(2) 第2期 令和11(2029)～令和20(2038)年度

〔上半期〕

- ・ 保育所は、豊岡地区全体の状況を踏まえて検討します。高倉保育所と豊岡保育所（豊岡第一地区）を統合・建替えを検討します。なお、建替えの際は地域の利便性を考慮し新たな場所への移転を検討します。

〔下半期〕

- ・ 小学校は、児童数の減少を踏まえると、黒須小学校と高倉小学校の統合が必要になることが見込まれます。また、黒須小学校が建築後60年を迎えるため建替えが必要となります。このため、黒須小学校と高倉小学校の統合を行います。統合の際は児童の通学の状況を考慮し、地区の中間付近に新たな用地を求めて移転建替えを検討します。なお、用地の取得については、第1期から検討に取り組みます。また、高倉小学校の施設は、他の公共施設を機能集約するとともに、地域のコミュニティ施設としても活用します。
- ・ 学童保育室は、小学校の整備に併せて統合し、小学校に複合化します。

(3) 第3期 令和21(2039)～令和30(2048)年度

- ・ 黒須中学校を活用していくため改修工事を行います。

(4) 第4期 令和31(2049)年度～

- ・ 武道館、弓道場の建替えを検討します。建替えの際は東町小学校、東町中学校の跡地に移転を検討します。
- ・ 黒須地区体育館の建替えを検討します。建替えの際は高倉小学校の跡地への移転を検討します。

3. 公共施設跡地の取り扱い

○他の公共施設に転用

- ・ 高倉小学校（19,637㎡・市街化調整区域）
→ 青少年活動センター、扇台福祉作業所、地区体育館、防災倉庫などとして活用を検討

○売却

- ・ 高倉学童保育室（560㎡・第一種中高層住居専用区域）
- ・ 黒須小学校（13,248㎡・第一種中高層住居専用区域）
- ・ 黒須学童保育室（569㎡・第一種中高層住居専用区域）
- ・ 黒須地区センター高倉分館（1,402㎡・第一種中高層住居専用区域）
- ・ 武道館・弓道場（3,837㎡・市街化調整区域）
- ・ 黒須地区体育館（2,645㎡・市街化調整区域）

○土地所有者へ返却

- ・ 高倉保育所（2,279㎡・第一種中高層住居専用区域）

第4章

【豊岡第三地区の施設整備】

施設名 〔建築年度〕※	第1期 令和元～10年度 (2019～2028年度)	第2期 令和11～20年度 (2029～2038年度)	第3期 令和21～30年度 (2039～2048年度)
黒須地区センター 〔1969年度〕	地区センター化 【令和5年4月運営開始】 建替え		
黒須地区センター高倉分館 〔1977年度〕	地区センター分館化 【令和5年4月運営開始】 令和10年度末に閉鎖		
黒須小学校 〔校舎1972年度〕 〔体育館1973年度〕		黒須小学校と 高倉小学校を統合 移転建替え 高倉小学校の施設は 地域施設等として活用	
高倉小学校 〔校舎1984年度〕 〔体育館1984年度〕	(改修：高倉学童受入) (【令和3年度完了】)		
黒須中学校 〔校舎1979年度〕 〔体育館1979年度〕			改修 (校舎・体育館)
黒須学童保育室 〔1994年度〕		統合 小学校に複合化	
高倉学童保育室 〔1984年〕(高倉小校舎内)	高倉小学校に複合化 【令和4年4月供用開始】		
高倉保育所 〔1975年度〕		豊岡保育所と統合 移転建替え	
黒須保育所 〔1969年度〕	民間活力の活用を検討 令和6年度から 民設民営方式に転換		
黒須地区体育館 〔1990年度〕	改修 【令和4年度完了】		〔移転建替え：第4期〕
武道館・弓道場 〔武道館1991年度〕 〔弓道場1992年度〕	改修 【令和5年度着手】		〔移転建替え：第4期〕
老人憩いの家(6施設)	活用促進(利用の状況を踏まえて転用・廃止)		

※〔建築年度〕学校など複数の建物を別々の年度で整備した施設は、最も古い部位の建築年度を示しています。

4 東金子地区

1. 施設の再整備・再配置の方向性

- ・地区公民館は、「地区センター整備計画」に基づき地区センターに改編します。
- ・小学校は、児童数の推移や施設の老朽化の状況を踏まえて統合・建替えを行います。

2. 施設の再整備・再配置の取組内容

(1) 第1期 令和元（2019）～令和10（2028）年度

〔令和5（2023）年度までの進捗状況〕

- ・東金子公民館・支所は、東金子地区センターとして運営を開始しました。
- ・東金子学童保育室は、東金子小学校に複合化し学校施設の有効活用を図りました。
- ・学校給食センターは、「学校給食センター整備基本計画」を策定し、基本設計・実施設計に着手しました。

施設名	令和1 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028
東金子地区センター (東金子公民館・支所)					地区センター 運営開始 改修工事					
東金子小学校			校舎一部 改修工事 (学童受入)							
東金子中学校						校舎・体育館 改修工事				
東金子学童保育室				東金子小 校舎内 運営開始						
東金子地区体育館						改修工事 (補強・ 長寿命化)				
学校給食センター				基本計画 策定	基本設計 実施設計	建設工事	新施設 供用開始			
総合クリーンセンター リサイクルプラザ						再整備に向けた検討				

〔令和6（2024）～令和10（2028）年度以降の取組予定〕

- ・東金子地区体育館は、非構造部材の耐震補強および長寿命化改修工事を行います。
- ・東金子中学校は、校舎を維持していくため改修工事を行います。
- ・学校給食センターは、「学校給食センター整備基本計画」に基づき整備を進めます。
- ・総合クリーンセンター・リサイクルプラザは、施設の建物とごみ処理設備の耐用年数を踏まえ、広域化を含め再整備方法の検討を進めます。

(2) 第2期 令和11（2029）～令和20（2038）年度

〔上半期〕

- ・小学校は、児童数の減少を踏まえると東金子小学校と新久小学校の統合が必要になることが見込まれます。統合の際は地区内の住宅の分布などを考慮し、東金子小学校の場所を活用します。また、東金子小学校は建築後60年を迎えるため建替えが必要となることから、小学校の統合に併せて建替えを行います。
- ・学童保育室は、小学校の整備に併せて統合し、小学校に複合化します。
- ・東金子保育所が建築後60年を迎えるため建替えを行います。建替えの際には、新久小学校の跡地への移転を検討します。
- ・総合クリーンセンター・リサイクルプラザは、再整備に向けた検討を進めます。

第4章

〔下半期〕

- ・青少年活動センターは、施設の耐用年数を目途に廃止します。野外活動のための設備については、自然が豊かな場所に立地している利点を活かし、民間活力の活用を検討します。なお、これまでセンターが担ってきた青少年育成のための各種事業は、他の公共施設で提供することを検討します。

(3) 第3期 令和21(2039)～令和30(2048)年度

- ・東金子地区センターの建替えを行います。建替えの際は新久小学校の跡地への移転を検討します。
- ・東金子中学校は、校舎を維持していくため改修工事を行います。

(4) 第4期 令和31(2049)年度～

- ・東金子地区体育館の建替えを検討します。建替えの際は新久小学校の跡地への移転を検討します。

3. 公共施設跡地の取り扱い

○他の公共施設に転用

- ・新久小学校(22,609㎡・市街化調整区域)
→埋蔵文化財整理事務所、東金子保育所、東金子地区センター、東金子地区体育館、防災倉庫などとして活用を検討

○売却

- ・東金子保育所(1,970㎡・市街化調整区域)
- ・東金子地区センター(市有地部分 2,477㎡/全体 3,870㎡・第一種中高層住居専用地域)

○土地所有者へ返却

- ・東金子地区センター(借地部分 1,393㎡/全体 3,870㎡・第一種中高層住居専用地域)

○民間活力活用を検討

- ・青少年活動センター(38,984㎡・市街化調整区域：近郊緑地保全区域)

【東金子地区の施設整備】

施設名 〔建築年度〕※	第1期 令和元～10年度 (2019～2028年度)	第2期 令和11～20年度 (2029～2038年度)	第3期 令和21～30年度 (2039～2048年度)
東金子地区センター 〔1984年度〕	地区センター化 【令和5年4月運営開始】 改修工事		建替え 新久小跡地に移転を検討
東金子小学校 〔校舎1968年度〕 〔体育館1973年度〕	(改修：東金子学童受入) 〔令和3年度完了〕	新久小学校を統合 建替え	
新久小学校 〔校舎1980年度〕 〔体育館1981年度〕		施設転用	施設解体・跡地活用
東金子中学校 〔校舎1982年度〕 〔体育館1982年度〕	改修 (校舎・体育館)		改修 (校舎・体育館)
東金子学童保育室 〔1968年度〕(東金子小校舎内)	東金子小学校に複合化 【令和4年4月供用開始】	統合 小学校に複合化	
新久学童保育室 〔1985年度〕(新久小校舎内)			
東金子保育所 〔1973年度〕		建替え 新久小跡地に移転を検討	
東金子地区体育館 〔1987年度〕	改修		〔移転建替え：第4期〕
総合クリーンセンター 〔1995年度〕	広域化を含め方向性検討	広域化を含め方向性検討	
リサイクルプラザ 〔1998年度〕		クリーンセンターと 併せて検討	
青少年活動センター 〔本館1969年度〕 〔体育館1989年度〕		廃止 (活用方法を検討)	
学校給食センター 〔1979年度〕	建替え		
老人憩いの家7施設)	活用促進(利用の状況を踏まえて転用・廃止)		

※〔建築年度〕学校など複数の建物を別々の年度で整備した施設は、最も古い部位の建築年度を示しています。

5 金子地区

1. 施設の再整備・再配置の方向性

- ・地区公民館は、「地区センター整備計画」に基づき地区センターに改編します。
- ・小学校は、施設の老朽化の状況を踏まえて建替えを行います。
- ・保育所は、統合・移転建替えを行います。

2. 施設の再整備・再配置の取組内容

(1) 第1期 令和元（2019）～令和10（2028）年度

〔令和5（2023）年度までの進捗状況〕

- ・金子公民館・支所は、金子地区センターとして運営を開始しました。なお、図書館分館は既存の施設で機能を維持しています。
- ・農村環境改善センターは、施設を維持していくため改修工事を行いました。
- ・金子第一保育所と金子第二保育所の統合・再整備は、金子小学校への移転を検証した結果、要件を満たす整備が不可能であると判断したため、新たな場所での統合・移転建替えに向け整備用地を取得しました。

施設名	令和1 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028
金子地区センター・ （金子公民館・支所） 図書館金子分館				包括支援 センター 複合化工事	地区セン ター 運営開始 改修工事					
金子小学校										
金子中学校										体育館 改修工事
金子第一保育所										
金子第二保育所	整備計画 を検証		移転建替 方針決定		用地取得					
農村環境改善センター			改修工事 （長寿命化）							

〔令和6（2024）～令和10（2028）年度以降の取組予定〕

- ・金子地区の保育所整備に向けた具体的な検討を進めます。

(2) 第2期 令和11（2029）～令和20（2038）年度

〔上半期〕

- ・農業研修センターは、施設を維持していくため改修工事を行います。

〔下半期〕

- ・金子小学校は、建築後60年を超えることとなるため、建替えを行います。これに併せ、金子学童保育室を小学校に複合化します。なお、金子第二学童保育室は施設が新しいため引き続き施設を活用します。

(3) 第3期 令和21（2039）～令和30（2048）年度

- ・金子中学校は、校舎を維持していくため、改修工事を行います。
- ・金子第二学童保育室を小学校に複合化します。

3. 公共施設跡地の取り扱い

○売却

- ・金子第二保育所 (2,241 m²・市街化調整区域)

○土地所有者へ返却

- ・金子第一保育所 (1,915 m²・市街化調整区域)

【金子地区の施設整備】

施設名 〔建築年度〕※	第1期 令和元～10年度 (2019～2028年度)	第2期 令和11～20年度 (2029～2038年度)	第3期 令和21～30年度 (2039～2048年度)
金子地区センター・ 図書館金子分館 〔1993年度〕	地区センター化 【令和5年4月運営開始】 改修工事		
金子小学校 〔校舎1965年度〕 〔体育館1970年度〕		建替え	
金子中学校 〔校舎1985年度〕 〔体育館1992年度〕	改修(体育館)		改修
金子学童保育室 〔1990年度〕※金子小敷地内		小学校に複合化	
金子第二学童保育室 〔2016年度〕※金子小敷地内			小学校に複合化
金子第一保育所 〔1968年度〕	統合・移転建替え		
金子第二保育所 〔1970年度〕			
農村環境改善センター 〔1986年度〕	改修 【令和4年度完了】		
農業研修センター 〔1995年度〕		改修	
老人憩いの家(8施設)	活用促進(利用の状況を踏まえて転用・廃止)		

※〔建築年度〕学校など複数の建物を別々の年度で整備した施設は、最も古い部位の建築年度を示しています。

6 宮寺・二本木地区

1. 施設の再整備・再配置の方向性

- ・地区公民館は、「地区センター整備計画」に基づき地区センターまたは地区センター分館に改編します。
- ・小学校は、児童数の推移と施設の老朽化の状況を踏まえて統合・建替えを行います。
- ・保育所は、統合・移転建替えを行います。
- ・勤労福祉センターおよび障害者活動センターは、利用状況を踏まえて廃止します。

2. 施設の再整備・再配置の取組内容

(1) 第1期 令和元（2019）～令和10（2028）年度

〔令和5（2023）年度までの進捗状況〕

- ・宮寺公民館・支所は、宮寺・二本木地区センターとして運営を開始しました。また、二本木公民館は、宮寺・二本木地区センター二本木分館として運営を開始しました。
- ・勤労福祉センターは、利用の状況や施設サービスの代替性を考慮し施設を廃止し、除却しました。
- ・障害者活動センターは、老朽化しているため施設を廃止し、除却しました。
- ・老人福祉センターは、施設の利用状況等を踏まえて設備の一部改修を行いました。
- ・小学校は、児童数の減少を踏まえた宮寺小学校と狭山小学校の統合・移転建替えに向け地域での協議を行いました。また、学校用地取得に向けた検討に取り組みました。

施設名	令和1 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028
宮寺・二本木地区センター (宮寺公民館・支所)				包括支援 センター 複合化工事	地区セン ター 運営開始					
宮寺・二本木地区センター二本木分館 (二本木公民館)					地区セン ター分館 運営開始					年度末 分館閉鎖
宮寺小学校	地域での協議		学校用地取得を検討			用地取得		移転建替え 設計等		
狭山小学校	学校統合 地区検討会議									
宮寺学童保育室										小学校 の整備 に併せ 複合化
狭山学童保育室										
宮寺保育所								統合 移転建替え		統合 新施設 供用開始
二本木保育所										
宮寺地区体育館							改修工事 (補強・ 長寿命化)			
老人福祉センター					一部設備 改修	用途廃止 跡地活用 検討				
勤労福祉センター		廃止	解体工事							
障害者活動センター	廃止	解体工事								

〔令和6（2024）～令和10（2028）年度以降の取組予定〕

- ・宮寺小学校と狭山小学校は、統合・移転建替えに向け用地取得等に取り組みます。
- ・宮寺地区体育館は、非構造部材の耐震補強および長寿命化改修工事を行います。
- ・宮寺保育所と二本木保育所は、統合・建替えを行います。建替えの際は地域での利便性を考慮し、地区の中間付近への移転を検討します。
- ・宮寺・二本木地区センター二本木分館は、令和10年度末を以って閉鎖します。なお、施設は売却を前提とします。
- ・老人福祉センターは、令和6年度末に老人福祉センターとしての運営を終了し、建物も含め跡地の活用を検討します。

(2) 第2期 令和11（2029）～令和20（2038）年度

〔上半期〕

- ・宮寺小学校と狭山小学校は、移転建替えをした上で統合します。
- ・宮寺学童保育室と狭山学童保育室は、小学校の再整備に併せて校舎に複合化します。
- ・武蔵中学校は、体育館の建替えを行います。
- ・埋蔵文化財整理事務所は、機能を新久小学校へ移転し、施設を解体します。

〔下半期〕

- ・博物館は、施設を維持していくための改修を行います。

(3) 第3期 令和21（2039）～令和30（2048）年度

- ・宮寺・二本木地区センターの建替えを行います。
- ・武蔵中学校は、校舎を維持していくため改修工事を行います。

(4) 第4期 令和31（2049）年度～

- ・宮寺地区体育館の建替えを行います。建替えの際は宮寺小学校の跡地への移転を検討します。

3. 公共施設跡地の取り扱い

○活用方法を検討

- ・宮寺小学校（市有地部分 7,676 m²／全体 11,748 m²・市街化調整区域）
- ・宮寺保育所（1,896 m²・市街化調整区域）

○売却

- ・勤労福祉センター（3,471 m²・第一種住居地域）
- ・狭山小学校（21,476 m²・市街化調整区域）
- ・宮寺・二本木地区センター二本木分館（4,212 m²・市街化調整区域）

○土地所有者へ返却

- ・宮寺小学校（借地部分 4,072 m²／全体 11,748 m²・市街化調整区域）
- ・二本木保育所（2,207 m²・市街化調整区域）

第4章

【宮寺・二本木地区の施設整備】

施設名 〔建築年度〕※	第1期 令和元～10年度 (2019～2028年度)	第2期 令和11～20年度 (2029～2038年度)	第3期 令和21～30年度 (2039～2048年度)
宮寺・二本木地区センター 〔1983年度〕	地区センター化 【令和5年4月運営開始】		建替え
宮寺・二本木地区センター二本木分館 〔2006年度〕	地区センター分館化 【令和5年4月運営開始】 令和10年度末に閉鎖		
宮寺小学校 〔校舎1966年度〕 〔体育館1971年度〕	宮寺小学校と 狭山小学校を統合		
狭山小学校 〔校舎1971年度〕 〔体育館1996年度〕			
武蔵中学校 〔校舎2012年度〕 〔体育館1966年度〕		建替え(体育館)	改修(校舎)
宮寺学童保育室 〔1952年度〕※宮寺小西校舎内	統合 小学校に複合化		
狭山学童保育室 〔2008年度〕※狭山小敷地内			
宮寺保育所 〔1974年度〕	宮寺保育所と 二本木保育所を統合 移転建替え		
二本木保育所 〔1967年度〕			
宮寺地区体育館 〔1992年度〕	改修		〔移転建替え：第4期〕
博物館 〔1993年度〕		改修	
老人福祉センター 〔1993年度〕	老人福祉センターとして の運営を終了 建物も含め跡地の活用を検討		
勤労福祉センター 〔1986年度〕	廃止・解体 【令和4年度完了】		
埋蔵文化財整理事務所 〔1970年度〕		移転・解体	
障害者活動センター 〔1971年度〕	廃止・解体 【令和2年度完了】		
老人憩いの家(12施設)	活用促進(利用の状況を踏まえて転用・廃止)		

※〔建築年度〕学校など複数の建物を別々の年度で整備した施設は、最も古い部位の建築年度を示しています。

7 藤沢第一地区

1. 施設の再整備・再配置の方向性

- ・地区公民館は、「地区センター整備計画」に基づき地区センターまたは地区センター分館に改編します。
- ・小学校は、児童数の推移や施設の老朽化の状況を踏まえて統合・建替えを行います。
- ・保育所は、藤沢地区全体で整備の方向性を検討します。

2. 施設の再整備・再配置の取組内容

(1) 第1期 令和元（2019）～令和10（2028）年度

〔令和5（2023）年度までの進捗状況〕

- ・藤沢公民館は、藤沢地区センターとして運営を開始しました。藤の台公民館は、藤沢地区センター藤の台分館として運営を開始しました。なお、図書館分館は既存の施設で機能を維持しています。
- ・藤沢北学童保育室は、藤沢北小学校校地内に移転建替えました。なお、建替えに併せて藤沢北第二学童保育室、藤沢北第三学童保育室を増設しました。
- ・藤沢地区体育館は、非構造部材の耐震補強および長寿命化改修工事を行いました。

施設名	令和1 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028
藤沢地区センター・ （藤沢公民館・支所） 図書館藤沢分館				包括支援 センター 複合化工事	地区セン ター 運営開始					
藤沢地区センター藤の台分館 （藤の台公民館）					地区セン ター分館 運営開始					年度末 分館閉鎖
藤沢北学童保育室 藤沢北第二学童保育室 藤沢北第三学童保育室			藤沢北小 校地内 移転建替							
藤沢地区体育館				改修工事 （補強・ 長寿命化）						

〔令和6（2024）～令和10（2028）年度以降の取組予定〕

- ・藤沢地区センター藤の台分館は、令和10年度末を以って閉鎖します。なお、施設は売却を前提とします。

(2) 第2期 令和11（2029）～令和20（2038）年度

〔上半期〕

- ・小学校は、藤沢小学校が建築後60年を超えることとなるため、建替えが必要となります。また、将来の学校の状況を踏まえると藤沢小学校と藤沢北小学校の統合が必要になることが見込まれます。このため、地域の中心に近い場所であること、隣接する豊岡地区の小学校との配置のバランスを考慮し藤沢小学校を建て替え、学校の整備に併せて藤沢小学校へ藤沢北小学校を統合します。
- ・学童保育室は、小学校の整備に併せて統合し、小学校に複合化します。
- ・藤沢中学校は、建築後60年を超えることとなるため建替えを行います。
- ・藤沢第二保育所は、施設を維持していくため改修工事を行います。

(3) 第3期 令和21（2039）～令和30（2048）年度

- ・健康福祉センターは、施設を維持していくため改修工事を行います。

第4章

(4) 第4期 令和31(2049)年度～

- ・藤沢地区体育館は、建替えを検討します。建替えの際は上藤沢中学校跡地へ移転を検討します。

3. 公共施設跡地の取り扱い

○売却

- ・藤沢北小学校(19,499㎡・準工業地域)
- ・藤沢地区体育館(市有地部分4,949㎡/全体11,609㎡・第一種中高層住居専用地域)
- ・藤沢地区センター藤の台分館(3,400㎡・第一種中高層住居専用地域)

○土地所有者へ返却

- ・藤沢地区体育館(借地部分6,660㎡/全体11,609㎡・第一種中高層住居専用地域)

【藤沢第一地区の施設整備】

施設名 〔建築年度〕※	第1期 令和元～10年度 (2019～2028年度)	第2期 令和11～20年度 (2029～2038年度)	第3期 令和21～30年度 (2039～2048年度)
藤沢地区センター・ 図書館藤沢分館 〔2000年度〕	地区センター化 【令和5年4月運営開始】	改修	
藤沢地区センター藤の台分館 〔1986年度〕	地区センター分館化 【令和5年4月運営開始】 令和10年度末に閉鎖		
藤沢小学校 〔校舎1965年度〕 〔体育館2008年〕		藤沢北小学校と統合 建替え	
藤沢北小学校 〔校舎1978年度〕 〔体育館1979年度〕		廃止	
藤沢中学校 〔校舎1964年度〕 〔体育館2002年度〕		建替え	
藤沢学童保育室 〔1993年度〕※藤沢小敷地内		統合 小学校に複合化	
藤沢北学童保育室 藤沢北第二学童保育室 藤沢北第三学童保育室 〔2021年度〕※藤沢北小校地内	藤沢北小校地内に建替え 第二、第三学童保育室を増設 【令和4年4月供用開始】		
藤沢第二保育所 〔2001年度〕		改修	
藤沢地区体育館 〔1986年度〕	改修		〔移転建替え：第4期〕
健康福祉センター 〔2002年度〕			改修
老人憩いの家(5施設)	活用促進(利用の状況を踏まえて転用・廃止)		

※〔建築年度〕学校など複数の建物を別々の年度で整備した施設は、最も古い部位の建築年度を示しています。

8 藤沢第二地区

1. 施設の再整備・再配置の方向性

- ・地区公民館は、「地区センター整備計画」に基づき地区センターに改編します。
- ・小学校は、児童数の推移や施設の老朽化の状況を踏まえて統合・建替えを行います。
- ・保育所は、藤沢地区全体で整備の方向性を検討します。

2. 施設の再整備・再配置の取組内容

(1) 第1期 令和元（2019）～令和10（2028）年度

〔令和5（2023）年度までの進捗状況〕

- ・東藤沢公民館・出張所を東藤沢地区センターとし、運営を開始しました。
- ・上藤沢中学校は、施設を維持していくため校舎と体育館の改修工事を行いました。

施設名	令和1 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028
東藤沢地区センター (東藤沢公民館・出張所)					地区センター 運営開始			改修工事		
上藤沢中学校				改修工事						

〔令和6（2024）～令和10（2028）年度以降の取組予定〕

- ・東藤沢地区センターは、施設を維持するため長寿命化改修工事を行います。改修にあたっては地域包括支援センターの地区センター内への移転に向け調整を進めます。

(2) 第2期 令和11（2029）～令和20（2038）年度

〔上半期〕

- ・藤沢保育所は、施設を維持していくため改修工事を行います。

〔下半期〕

- ・小学校は、藤沢東小学校と藤沢南小学校の両校が建築後60年を迎えるため、建替えが必要となります。また、将来の学校の状況を踏まえると藤沢東小学校と藤沢南小学校の統合が必要になることが見込まれます。このため、地域の住宅の分布の状況を考慮し藤沢東小学校を建て替え、学校の整備に併せて藤沢東小学校へ藤沢南小学校を統合します。
- ・学童保育室は、小学校の整備に併せて統合し、小学校に複合化します。

(3) 第3期 令和21（2039）～令和30（2048）年度

- ・上藤沢中学校が建築後60年を迎えるため、建替えを行います。建替えの際は藤沢南小学校の跡地へ移転します。

(4) 第4期 令和31（2049）年度～

- ・東藤沢地区センターの建替えを検討します。

3. 公共施設跡地の取り扱い

○他の公共施設に転用

- ・藤沢南小学校(21,083㎡・市街化調整区域)
→上藤沢中学校用地に転用
- ・上藤沢中学校(26,764㎡・市街化調整区域)
→藤沢地区体育館用地等に転用

第4章

【藤沢第二地区の施設整備】

施設名 〔建築年度〕※	第1期 令和元～10年度 (2019～2028年度)	第2期 令和11～20年度 (2029～2038年度)	第3期 令和21～30年度 (2039～2048年度)
東藤沢地区センター 〔1994年度〕	地区センター化 【令和5年4月運営開始】 改修工事		〔移転建替え：第4期〕
藤沢東小学校 〔校舎1975年度〕 〔体育館1976年度〕		藤沢南小学校と統合 建替え	
藤沢南小学校 〔校舎1971年度〕 〔体育館1972年度〕		廃止	転用
上藤沢中学校 〔校舎1983年度〕 〔体育館1983年度〕	改修 【令和5年度完了】		移転建替え (藤沢南小学校跡地)
藤沢東学童保育室 〔1975年度〕※藤沢東小北校舎内		統合 小学校に複合化	
藤沢東第二学童保育室* 〔2012年度〕※藤沢東小校地内			
藤沢南学童保育室 藤沢第二学童保育室 〔2018年度〕※藤沢南小校地内			
藤沢保育所 〔2009年度〕		改修	
老人憩いの家(2施設)	活用促進(利用の状況を踏まえて転用・廃止)		

※〔建築年度〕学校など複数の建物を別々の年度で整備した施設は、最も古い部位の建築年度を示しています。

*藤沢東第二学童保育室は、藤沢東小学校のプレハブを改修して令和2（2020）年4月から運営を開始した施設です。

9 西武地区

1. 施設の再整備・再配置の方向性

- ・地区公民館は、「地区センター整備計画」に基づき地区センターに改編します。
- ・小学校、中学校は、児童・生徒数の推移や施設の老朽化の状況を踏まえて統合・建替えを行います。

2. 施設の再整備・再配置の取組内容

(1) 第1期 令和元（2019）～令和10（2028）年度

〔令和5（2023）年度までの進捗状況〕

- ・西武公民館・支所を西武地区センターとし、運営を開始しました。
- ・西武地区体育館は、非構造部材の耐震補強および長寿命化改修工事を行いました。
- ・西武中央保育所は、施設を維持するため改修工事を行いました。
- ・西武中学校と野田中学校の統合に向け、地域の方々と協議を行う「学校統合地区検討会議」を開催し意見交換の結果等を踏まえて統合の進め方の方針を決定しました。また、地域と学校関係者を交えて学校統合に向けた課題と対応方法について意見交換を行う「学校統合委員会」を開催しました。

施設名	令和1 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028
西武地区センター (西武公民館・支所)					地区センター 運営開始		改修工事			
西武中学校	地域での協議		統合の 進め方 方針決定	地域での協議			新校舎建設			
野田中学校	学校統合 地区検討会議			学校統合委員会		改修工事	・令和7年度：統合・野田中学校に一時移転 (西武中を建替え令和11年度に移転)			
西武中央保育所					改修工事					
西武地区体育館			改修工事 (補強・ 長寿命化)							

〔令和6（2024）～令和10（2028）年度以降の取組予定〕

- ・西武地区センターは、施設を維持するため長寿命化改修工事を行います。
- ・西武中学校と野田中学校の統合に向け令和3年度に決定した方針に基づき、令和7年度に統合・野田中学校に一時移転し、西武中学校の建て替えを行います。

(2) 第2期 令和11（2029）～令和20（2038）年度

〔上半期〕

- ・西武中学校の新校舎の供用を開始します。
- ・小学校は、西武小学校が建築後60年を超えることとなるため建替えが必要となります。また、将来の学校の状況を踏まえると西武小学校と仏子小学校の統合が必要になることが見込まれます。このため、地域の中心に近い場所であることを考慮し西武小学校を建て替え、学校の整備に併せて西武小学校へ仏子小学校を統合します。
- ・学童保育室は、小学校の整備に併せて統合し、小学校に複合化します。
- ・図書館西武分館は、施設を維持していくため改修工事を行います。

(3) 第3期 令和21（2039）～令和30（2048）年度

- ・西武小学校の体育館の建替えを行います。
- ・西武地区センターが建築後60年を迎えるため建替えを行います。
- ・西武中央保育所が建築後60年を迎えるため建替えを行います。

第4章

(4) 第4期 令和3 1 (2049) 年度～

- ・西武地区体育館が建築後60年を迎えるため建替えを検討します。

※随時修繕にて対応

- ・文化創造アトリエは、歴史的建造物であることを考慮し、構造や外観の保持に配慮しながら随時修繕にて維持していきます。

3. 公共施設跡地の取り扱い

○売却

- ・野田中学校(29,053㎡・市街化調整区域)
- ・仏子小学校(22,863㎡・第一種住居地域)

【西武地区の施設整備】

施設名 〔建築年度〕※	第1期 令和元～10年度 (2019～2028年度)	第2期 令和11～20年度 (2029～2038年度)	第3期 令和21～30年度 (2039～2048年度)
西武地区センター 〔1981年度〕	地区センター化 【令和5年4月運営開始】 改修工事		建替え
西武小学校 〔校舎1966年度〕 〔体育館1970年度〕		仏子小学校と統合 建替え	建替え (体育館)
仏子小学校 〔校舎1980年度〕 〔体育館1981年度〕		廃止	
西武中学校 〔校舎1969年度〕 〔体育館2003年度〕	統合 野田中学校に一時移転 西武中学校の場所で 建替え	新校舎供用開始	
野田中学校 〔校舎1989年度〕 〔体育館1989年度〕		廃止	
西武学童保育室 西武第二学童保育室 〔2016年度〕※西武小校地内		統合 小学校に複合化	
仏子学童保育室 〔1996年度〕※仏子小校地内			
西武中央保育所 〔1977年度〕	改修 【令和5年度完了】		建替え
西武地区体育館 〔1988年度〕	改修 【令和3年度完了】		〔建替え：第4期〕
図書館西武分館 〔1992年度〕		改修	
文化創造アトリエ 〔不明〕	随時修繕にて対応		
老人憩いの家(4施設)	活用促進(利用の状況を踏まえて転用・廃止)		

※〔建築年度〕学校など複数の建物を別々の年度で整備した施設は、最も古い部位の建築年度を示しています。

第5章

第1期事業計画における事業費

【時点修正のポイント】

事業計画第1期（令和元（2019）～令和10（2028）年度）期間内における事業費の実績と見通しを示しました。

第5章

1. 施設整備にかかる事業費試算の考え方

事業計画策定時点において、各施設の再整備・再配置に伴う設計や工事にかかる事業費の試算を行いました。

【事業費試算の考え方】

(1) 事業計画策定時点

- ① 大規模改修および建設工事は、原則として総務省が示している施設分類ごとの㎡単価（「公共施設等更新費用試算ソフト」平成24（2012）年公開）に面積を乗じて試算しました。
- ② 簡易な改修や解体工事等は、実績に基づく㎡単価に面積を乗じて試算しました。
- ③ 設計や施工監理は、建設工事の額に対する一般的な料率で試算しました
- ④ 建替えを行う場合は、今後の需要等を見極めるとともに、面積の増減に考慮しました。（例：学校は児童・生徒数の推計、地区センターは機能追加、保育所は定員数など）
- ⑤ 設計や工事が複数年にわたる場合は、事業費を適切に割り振りました。

(2) 時点修正における調整

- ① これまでの実績や事業化に向けた検討における調査結果等を反映しました。
- ② 事業計画策定時の事業費試算額を基に近年の物価上昇の状況を参考とした修正を行いました。

2. 事業費の実績と今後の見通し

(1) 令和元（2019）～令和5（2023）年度の事業費

① 事業費試算額と実績額の比較

これまでに実施した主な事業の事業費試算額と実績額は【表1-1】のとおりです。

個々の施設整備の事業費は、工事内容を精査するなどの工夫により、概ね計画策定時の試算額に収めることができました。

【表1-1】

（単位：千円）

施設名／事業内容	実施年度	試算額	実績額	備考
産業文化センター／ホール改修工事	令和元・2年度	804,000	659,417	
金子小学校／改修工事	令和元年度	152,000	147,636	
黒須中学校／改修工事	令和元年度	70,000	57,673	
豊岡学童保育室／複合化工事	令和3年度	22,000	28,380	
高倉学童保育室／複合化工事	令和3年度	22,000	28,160	
東金子学童保育室／複合化工事	令和3年度	22,000	17,842	
藤沢北学童保育室／建替工事	令和3年度	22,000	119,680	内容変更
西武地区体育館／改修工事	令和3年度	106,000	95,260	
藤沢地区体育館／改修工事	令和3・4年度	106,000	100,727	
黒須地区体育館／改修工事	令和4年度	106,000	97,020	
上藤沢中学校／改修工事	令和3・4年度	177,000	244,585	

※藤沢北学童保育室は、計画策定時点では既存施設の改修を想定しておりましたが、「学童保育室整備計画」の策定に向けた検討の過程で支援数を増加する必要があると判断したことにより、事業内容を建替えに変更したため事業費が大きくなりました。

② 普通建設事業費の推移

事業計画の実施に向けた詳細な検討に時間を要したことや社会情勢の影響により事業の時期を調整したことなどの理由により、計画策定時に想定した事業が全て実施に至らなかったため、第1期事業計画の上半期は事業費が計画策定時より少なくなりました。

【表1-2】

(単位:千円)

年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
計画策定時	711,744	407,500	816,951	1,020,188	2,601,135
時点修正	405,286	535,826	387,943	566,898	696,978
計画-実績	▲306,458	128,356	▲429,008	▲453,290	▲1,904,157

※令和元(2019)～令和4(2022)年度は決算額、令和5(2023)年度は当初予算額。

(物件費に区分される事業費は対象外)

③ 財源内訳

【表1-2】で示した事業費の財源内訳について、国庫補助金等や普通建設債等を活用し、残額については一般財源を充当しました。

【表1-3】

(単位:千円)

財源内訳	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
公マネ計画	405,286	535,826	387,943	566,898	1,008,101
国庫補助金等	88,884	0	117,174	0	180,331
普通建設債等	280,300	371,900	238,500	519,000	618,200
公共整備基金	0	0	0	0	0
一般財源	36,102	163,926	32,269	47,898	209,570

※令和元(2019)～令和4(2022)年度は決算額、令和5(2023)年度は当初予算額。

(物件費に区分される事業費は対象外)

(2) 令和6(2024)～令和10(2028)年度の見通し

① 今後の事業費の見込み

i) 建築費の動向

国土交通省建設の建設工事費デフレーター(建設工事費の動向を把握する指数の一つ)における「建築総合」の項目の値は次のとおりとなっています。

平成24(2012)年度	93.9
平成27(2015)年度	100.0
令和4(2022)年度	120.0

事業計画策定時における試算に用いた施設更新費用試算ソフトを総務省が公表した平成24(2012)年と比較すると、令和4(2022)年の値は約30%上昇しています。

近年に事業費の積算や事業契約を締結した事業はこうした状況などを見据えた対応をしていますが、これから事業費の詳細な検討を行う事業については、今後の動向に合わせた対応を検討する必要があると考えられます。

ii) 近年の入札の状況

施設整備に関する入札が不調となる事例が増加していることから、今後、適正な発注のためには、事業費積算の基礎となる単価の推移に注意が必要と考えられます。

② 事業費試算額

令和6（2024）年度から令和10（2028）年度に実施を予定する事業について、事業計画策定時点における事業費の試算額を基礎とし、これまでの取組や近年の動向を踏まえた事業費の見込みをお示しします。

【表2-1】 (単位:千円)

年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	令和9（2027）年度	令和10（2028）年度
計画策定時	3,644,417	809,660	2,657,320	1,888,841	2,382,703
時点修正	2,898,674	6,840,301	5,738,539	4,212,183	4,216,157
差額	▲745,743	6,030,641	3,081,219	2,323,342	1,833,454

(物件費に区分される事業費は対象外)

≪令和6（2024）～令和10（2028）年度の事業費が増加する主な要因≫

- ・新庁舎等整備事業に関する事業費の歳出が大きくなる時期が計画策定時の想定より後年度となりました。
- ・学校給食センターの整備手法を直営方式としたことにより計画策定時に想定したPFI事業による歳出の平準化と異なる対応となりました。
- ・西武地区中学校の建替えに向けた事業費が計画策定時の試算額より大きくなる見込みとなりました。
- ・金子地区保育所の統合・移転建替えに向けた事業費を見込みました。

③ 財源内訳

【表2-1】で示した事業の財源内訳について、令和5（2023）年度時点における国・県の制度等を参考として国庫補助金等を試算しました。

【表2-2】 (単位:千円)

財源内訳	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度	令和9（2027）年度	令和10（2028）年度
公マネ計画	2,898,674	6,840,301	5,738,539	4,212,183	4,216,157
国庫補助金等	405,360	344,827	61,397	392,700	1,335,933
普通建設債等	1,896,600	5,073,300	4,292,200	2,178,700	2,217,500
公共整備基金	529,518	436,000	530,000	194,000	0
一般財源	67,196	986,174	854,942	1,446,783	662,724

(物件費に区分される事業費は対象外)

3. 第1期事業計画の推進に向けて

これまでに示したとおり、第1期事業計画の下半期は実施する事業が増加することや、建築費等が上昇すると想定されることから、施設整備にかかる事業費は増加していく見込みです。

こうした状況において、事業を着実に実施していくためには、施設整備にかかる事業費の確保が重要な課題となります。

このため、新産業用地の創出により企業誘致を進めて財政基盤の強化を図るほか、国の補助金、地方債、民間資金などを効果的に活用して財源調達を進めていきます。

また、公共施設マネジメントを着実に推進することにより施設保有量の縮減を進めて施設にかかる事業費を抑制するとともに、不要となった施設の売却などにより歳入の増加を図ることにより、事業計画にかかる事業費の確保に努めていきます。

第6章

今後の進め方

第6章

事業計画に位置付けた事業の進め方について、その具体的な方法を示します。

1. 施設整備に向けた検討方法

(1) 小・中学校の統廃合に関する検討

- ・小・中学校の統廃合については、事業の進捗状況や地域特性を踏まえて検討組織を設置し、事業計画推進に伴う諸課題の整理、対応方法の検討を行います。
- ・学区の見直しについては、「入間市立小・中学校学区審議会」において協議することとしており、統合の時期に合わせて事前に検討いたします。

① 学校統合地区検討会議

- ・学校の統合が地域に及ぼす影響や課題について、地域住民の意見を聴取します。
- ・第1期事業計画期間内において検討等に着手することとしている西武地区（中学校）、宮寺・二本木地区（小学校）、豊岡第3地区（小学校）を想定しています。

② 学校統合委員会

- ・学校の統合にかかる諸課題について、地域住民および学校関係者により意見交換を行い、教育長に提言をします。

〔令和5（2023）年度までに実施した会議〕

① 学校統合地区検討会議

- i) 西武地区中学校（西武中学校と野田中学校の統合）
令和元（2019）年7月～令和3（2021）年3月までの間に10回開催
- ii) 宮寺・二本木地区小学校（宮寺小学校と狭山小学校の統合）
令和元（2019）年8月～令和3（2021）年3月までの間に6回開催

② 学校統合委員会

- ・西武地区中学校（西武中学校と野田中学校の統合）
令和4（2022）年7月から令和5（2023）年12月までの間に9回開催

(2) その他の施設整備に関する検討

地域への説明や関係団体からの意見聴取などの機会を設定し、施設整備の検討に市民の意見等を反映できるよう工夫をしていきます。

2. 個別施設計画

個別施設計画は、個々の施設の整備計画および運用計画として、必要に応じて策定するものです。策定にあたっては、総合管理計画や事業計画を踏まえて個々の施設の整備内容等の具体化を図るものとなります。

なお、個別施設計画について、市内に複数ある地域対応施設は施設種別ごとの整備計画を策定した上で、個々の施設の整備計画を策定する場合があります。

このように、個々の施設を整備する上では、段階を踏んで徐々に具体化を図り、整備をすることとします。

また、個別施設計画は市政課題や施設の必要性等に応じて見直すこととし、改訂した内容は事業計画等に反映していくこととします。

【令和5（2023）年度までに策定した個別施設計画】

- ・「入間市学童保育室整備計画」（令和2（2020）年4月策定）
- ・「入間市学校施設長寿命化計画」（令和3（2021）年3月策定）
- ・「入間市新庁舎等整備実施計画」（令和3（2021）年9月策定）
- ・「入間市地区センター整備計画」（令和4（2022）年4月策定）

3. 施設データの管理

市では、公共施設マネジメントを進めるにあたり、全ての公共施設をデータで管理するための施設カルテシステムを整備しました。このシステムは、個々の施設の建物としての情報、定期的な点検結果（劣化情報）、運営・利用情報、コスト情報などを一元的に収集し、管理するためのシステムです。

具体的な情報は、平成 29（2017）年度分から収集を始めており、今後はこのシステムを通じて収集した情報をもとに、事業計画の推進や定期的な見直しを図るものとします。

このように施設データを一元的に管理し、分析することで、計画的な施設の保全や整備に繋がっていきます。

4. 保全計画

各施設の築年数や修繕履歴、施設カルテシステムで収集した劣化情報などに基づいて、長期的な保全計画を立てるため、令和 2（2020）年 3 月に「入間市公共施設保全計画」を策定しました。

これまで、個々の施設ごとに所管課が修繕の希望を出して対応してきましたが、この方法だと壊れてから直すといった事後修繕になる場合が多く、結果として施設の傷みが早く進むといった課題がありました。

公共施設マネジメントでは、その状況を改善し計画的な予防保全に取り組むことにより、できる限り施設の長寿命化を図りたいと考えています。そのためには、施設カルテで把握した各施設の劣化情報などをもとに、常に各施設の状態を分析し、適切な時期に修繕を行う必要があります。

そうした取組を具体化するのが、この保全計画となります。

実際には、個々の施設の状態は日々刻々と変化するものなので、保全計画は柔軟に見直しを図りつつ、計画的な整備に取り組むこととします。

5. 第 2 期事業計画の策定に向けて

事業計画は、計画期間が 30 年間と長期にわたるものであるため、計画期間中に社会情勢や市政課題などが変化していくことを考慮し、30 年の計画期間を第 1 期、第 2 期、第 3 期の 3 期に分け、10 年ごとに見直す計画としており、各期の中間年に時点修正を行うことを想定しています。

今後は、第 2 期事業計画（計画期間：令和 11（2029）年度から令和 20（2038）年度）の策定に向けた準備に着手します。

第 2 期事業計画は、第 1 期事業計画の実績を踏まえつつ、市政運営の全体状況と公共施設の個別状況（運営コストや施設の老朽化などの状況）、施設再整備における将来コストの分析を行い、市の公共施設整備の基本的な考え方を再設定した上で策定を進めていきます。

入間市公共施設マネジメント事業計画
【時点修正〔令和5（2023）年度〕】

発行日 令和6（2024）年3月
発行 埼玉県入間市
編集 総務部公共施設マネジメント推進課
〒358-8511
埼玉県入間市豊岡1丁目16番1号
TEL 04-2964-1111
<http://www.city.iruma.saitama.jp/>